

行政改革推進審議会 資料

平成25年12月

行政改革推進審議会規則	P 1
行政改革推進プロジェクトチーム設置要綱	P 3
行政改革推進プロジェクト幹事会設置要綱	P 7
行政改革大綱（平成19年策定）	P 11
アクションプラン（平成19年策定）	P 25
策定スケジュール	P 51
年度ごとの出来事	P 53
新アクションプラン	P 55
第一次の未解決事項	P 91
第一次の取組状況一覧（その1）	P 93
第一次の取組状況一覧（その2）	P 95
アクションプラン変更箇所一覧	P 97

○山陽小野田市行政改革推進審議会規則

平成18年12月28日

規則第76号

改正 平成21年4月1日規則第23号

平成22年3月31日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会経済情勢等の変化に伴い多様化、複雑化する行政需要に対し、柔軟かつ適切に対応できる行政運営体制を確立するため、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 山陽小野田市行政改革大綱策定本部において立案し調整された行政改革内容について、市長の提案に応じて調査審議し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革の推進に必要な事項について、市長に提言すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名し委員の承認を得た者とする。

3 会長は、会務を統括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第23号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

山陽小野田市行政改革推進プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の行政改革を推進するため、山陽小野田市行政改革推進プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設の統廃合、民営化、及び管理運営形態の見直し、並びに合併特例債活用事業計画の検討及び策定
- (2) 事務事業のアウトソーシングに関する調査及び審議
- (3) その他、行政改革の推進に関する調査及び審議

(構成員)

第3条 チームは、別表に掲げる職にある者をもって構成する。なお、任期中に人事異動があった場合は、後任の者とする。

(リーダー及び副リーダー)

第4条 チームに、リーダー及び副リーダーを置き、リーダーは市長をもって充て、副リーダーは副市長をもって充てる。

- 2 リーダーは、チームの運営を総理し、チームを代表する。
- 3 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議（以下「会議」という。）は、リーダーが招集する。

- 2 会議の議長は、リーダーをもって充てる。

(意見の聴取等)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、助言及び説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 チームに幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

市長
副市長
教育長
総務部長
総合政策部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業建設部長
山陽総合事務所長
会計管理者
教育部長
病院事業管理者
水道事業管理者
総務課長
人事課長
企画課長
財政課長

山陽小野田市行政改革推進プロジェクト幹事会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市行政改革推進プロジェクトチーム設置要綱（平成21年9月1日制定）第7条第2項の規定により、山陽小野田市行政改革推進プロジェクト幹事会（以下「幹事会」という。）の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設の統廃合、民営化及び管理運営形態の見直し並びに合併特例債活用事業計画の検討及び策定
- (2) 事務事業のアウトソーシングに関する調査及び審議
- (3) その他行政改革の推進に関する調査及び審議

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、別表に掲げる職に該当する者がいないときは、それぞれその職の次席の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の事務を総括する。
- 3 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事はその職務を代理する。
- 4 幹事会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- 5 ワーキンググループは、幹事会が指示する事項について調査研究を行い、その結果を幹事会に報告する。

(会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集する。

- 2 会議の議長は、幹事長をもって充てる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に幹事以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

幹事長	企画課主幹
幹事	秘書室長 総務課主幹 人事課主幹 財政課課長補佐 協働推進課長 高齢障害課長 土木課長 地域活性化室長 教育総務課長 病院局総務課長 水道局総務課長

行政改革大綱
&
アクションプラン（行動計画）

平成 19 年 12 月

山陽小野田市

はじめに

平成 17 年 3 月 22 日に山陽小野田市が誕生して、早や 2 年半が経過しました。あっという間に経過したこの期間は、合併により期待された「夢」の実現に着手するというよりも、目の前に突きつけられた「崖っぷちの財政状況」に必死で対応せざるを得ない日々でした。

山陽オートレース事業の包括的民営化、病院事業の将来構想や義務教育施設再編の検討、特別職・各種委員の報酬及び一般職給与の削減など、私にとっては必要に迫られた大変大きな決断ではありましたが、市民並びに関係者の皆様の御理解と御協力を得ながら取り組めたことに対し、大変感謝しています。

また、市議会でも、議員報酬削減の協力や行財政改革検討特別委員会の設置及び提言など、共に取り組んでいただいていることに対し、心から感謝しています。

しかし、行財政改革はその途上にあって、極めて深刻な財政状況の好転には、未だ至っておりません。

本市の体勢を建て直し、将来に夢と希望の持てるまちづくりを更に推し進めるため、このたび、当面する行政改革に向けた考え方と具体的なアクションプラン（行動計画）を策定しました。

これは、本市の行政改革に取り組む熱い決意と、確実に実施していく取組内容及び取組年度を提示したものです。

全職員が一丸となって真剣に取り組んで参りますので、市民の皆様の御理解と御協力を、どうぞよろしくお願い致します。

平成 19 年 12 月

山陽小野田市長 白 井 博 文

1、策定の趣旨

1) 地方公共団体を取り巻く環境の変化とまちづくりの推進

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、国と地方の役割が見直され、地方の自己決定と自己責任による地方分権型社会に向けた大きな一歩が踏み出されました。これに伴い、住民に最も身近な地方公共団体として、各市町村は自らのあり方を根本から見直す必要が生じるとともに、景気の長期低迷下においても、年々複雑で多様化する行政ニーズに的確に対応できる「自活した強い自治体」への変革が求められました。

その後、この流れは国主導による市町村合併の推進へと引き継がれ、大きな行政区域において、コンパクトで効率的な行政運営を行う「小さな政府」の実現に向けて、各地で積極的な合併協議が行われ、多くの新しい自治体が誕生することとなりました。

一方、地方公共団体における財政運営は、バブル経済崩壊後の長引く経済不況により、地方税収入の大幅な減少や、数次にわたる国の経済対策に呼応した借入金残高の増嵩等に伴い、大変厳しい財政状況が継続する結果となり、併せて、少子高齢化問題や地球規模の環境対策問題など、社会現象に起因する新たな状況への対応も余儀なくされました。これらは、スケールメリットという行政の効率化に伴う歳出削減と、市町村合併に伴う国や県からの財政支援という新たな財源に頼らざるを得ない状況を作り出し、結果として、各地で合併を加速させることとなりました。

また、合併の推進と並行して進められた「三位一体の改革」は、国庫補助負担金という地方の特定財源を、税源移譲により一般財源化するとともに、本来、地方の財源不足を補填する地方交付税制度を見直し、大幅に縮小させました。

必然的に、各自治体は合併の効果である財政の健全化を発揮することはもちろん、住民と行政の連動や協働、今後の分権型社会に対応した行政経営を実現していくことが重要になり、行政改革に取り組むための道筋となる行政改革大綱の策定を早期に行う必要が生じました。

2) 本市の行政改革大綱策定の必要性

平成 17 年 3 月に、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、地方公共団体は、従来からの行政改革大綱の見直し又は新たな行政改革大綱の策定を行うとともに、国が定める行政改革項目について具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した集中改革プランを公表することが義務付けられました。

本市におきましては、合併前の旧小野田市、旧山陽町とも行政改革大綱を策定していましたが、いずれも合併前に計画期間が終了しており、合併を見据えて更新を見送っている状況でした。

したがって、行政改革大綱の策定は当然取り組まなければならないことであり、特に本市の場合は、他の自治体に比して大幅な財源不足に瀕している状況からも、早期の策定、早期の改革実施及び早期の効果出現が必要不可欠です。

なお、集中改革プランについては、平成 17 年度末までに公表することが国から義務付けられておりましたので、大綱策定に先行して平成 18 年 3 月末に公表しております。今回策定した行政改革大綱は、この内容も包含したものとなっています。

2、基本的な考え方

1) 行政改革大綱の構成

行政改革大綱には、本市が取り組む行政改革の基本理念を掲げ、施策体系ごとの考え方を定めています。

また、大綱に掲げる基本理念の実現を図るため、施策体系の個別項目ごとに、あるべき姿（目標）と現状、取組内容と取組年度等を定めたアクションプラン（行動計画）を策定しています。

2) 計画期間

行政改革大綱の計画期間は 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）とし、アクションプランの計画期間は 5 年間（平成 19 年度～平成 23 年度。ただし、平成 18 年度までに前倒しで実施したものを含む。）

とします。

なお、大綱については、5年後を目処に、国・県の施策の動向や社会経済情勢の変化及び本市の財政状況に応じた見直しを行います。

また、アクションプランは、プランの有効性と実効性を維持するため、それぞれの改革項目が抱える課題の現状や実施状況等により、適宜見直しを行います。

3) 目標数値の設定

行政改革大綱及びアクションプランの進行管理をわかりやすく実施していくため、可能な限り目標の数値化に努めます。現段階で、アクションプランに目標数値を具体的に提示するのは困難ですが、各項目への実際的な取組みに際しましては、目標数値を設定して取組んでいきます。

その目標数値は、単に財政的な効果額のみならず、項目によって様々な指標となることが予想されますが、いずれも事前に設定した目標に対する取組結果を検証していきます。

3、策定に向けた取組み

1) 組織体制

市長を本部長とし、副市長、公営企業管理者、教育長及び部長級職員の総勢14名で構成する「山陽小野田市行政改革大綱策定本部」（以下「本部」という。）を平成18年8月に立ち上げました。

併せて、本部に、課長、課長補佐、係長級職員で組織する4つの専門部会を設置しました。それぞれ「人事・機構改革部会」（15名）、「財政健全化部会」（15名）、「計画・評価作成部会」（12名）及び「市民参画・情報提供部会」（12名）であります。各専門部会の構成としては、客観的かつ前向きに各改革項目を検討できるよう、部会長に改革内容と直接関係のない課長を充て、部会員は、専門的視点から検討でき、かつ、積極的で大胆な発想ができるよう、関係課の職員とそうでない職員の混在としました。

また、行政の外からの目線に立って、行政改革について市長の提案に応じ意見を述べていただく機関として、民間有識見者 6 名と一般公募市民 3 名で構成する「山陽小野田市行政改革推進審議会」を本年 3 月に設置しました。

2) 策定までの流れ

各専門部会において、改革項目ごとに「あるべき姿」(目標)の設定、それに対する現状把握、差異が生じている理由(課題)の認識、具体的方策(改革内容)及び取組年度を取りまとめ、本部に報告しました。

これを受け、本部において報告内容を協議し、妥当なものについては改革案を承認するとともに、再検討を要するものは専門部会に差し戻して再び練り直す作業を行いました。

本部において承認された各改革案については、市長から行政改革推進審議会に提案され、発展的かつ有意義な意見を多数いただきました。行政職員とは全く違った視点及び発想から、積極的に意見交換され、その内容は改革内容及び取組年度に反映していきました。

こうして出来上がったアクションプランは、本部において実際に取り組む各課長に対し、内容確認するなかで微調整するとともに、取組みに対する意思統一を行いました。

ちなみに、専門部会会議の開催回数は 72 回にのぼり、本部会議は 23 回、行政改革推進審議会は 13 回開催しています。

4、施策体系分類

行政改革全般について、体系ごとに大項目、中項目、小項目及び細項目(具体的な改革項目)の 4 段階に体系分類しています。以下、大項目及び中項目ごとに基本理念や考え方を記述し、細項目名を掲げております。

また、各細項目について、従来からの施策や取組みを見直して充実させていく項目には「★」を記し、新規に取り組んでいく項目には「☆」を記しています。

アクションプランについては細項目ごとに作成し、「項目名」「所管部署」「あるべき姿（目標）」「現状」「取組内容」及び「取組年度」を掲げています。

1) (大項目) 分権型社会に対応した自治体のあり方

平成 12 年の地方分権一括法の施行以降、各自治体の自主性や自立性を高めるための様々な取組みが行われ、団体自治の拡充が図られてきました。

しかし、もう一つの地方自治の基本である住民自治の拡充については、各自治体の取組みに委ねられており、住民自治の再認識やそれを支える行政の透明性確保及び説明責任能力の向上を図ることが求められています。

(1) (中項目) 協働と参画による行財政運営

本市がこの分権型社会において、大変厳しい財政状況のもと、限られた財源で自主的かつ主体的な地域経営を実践していくためには、従来からの行政主体の運営では自ずから限界があり、市民や地域活動団体、NPO、事業者など様々な地域主体と行政が適切な役割分担に基づき、地域課題等に積極的かつ適切に対応していかなければなりません。そのため、多種多様な地域主体と協働し、密接なコミュニケーションを図ることができる「協働と参画のための仕組み」の構築が必要です。

① (小項目) 市民参画の推進とその方法

- A (細項目) 自治基本条例の制定 ☆
- B 市民意見公募（パブリックコメント）の実施 ★
- C 提案型公共サービス民営化の実施 ☆
- D 住民投票条例の制定、活用 ★
- E まちづくり市民会議の開催、充実 ★
- F 提言箱、メール等による意見聴取 ★

- ② NPO等市民団体との協働
 - A 活動拠点としての市民活動支援センターの設置 ☆
 - B ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援☆
- ③ 審議会等の見直し
 - A 既存審議会の条例、規則等の見直し ☆
- ④ 市民、職員の意識醸成促進
 - A シンポジウム・パネルディスカッション等の開催 ☆

(2) 説明責任の遂行と透明性の向上

分権型社会に対応する地域経営を推進し、協働と参画の仕組みを構築していくためには、行政活動の様々な情報について、市民に迅速に伝達していく必要があります。これには、市民の市政への参画が必要不可欠であり、行政は市民に対して開かれた行政運営を行うだけでなく、行政が実施する事業についても、その状況を具体的かつ的確に市民に伝え、説明することが求められています。

本市におきましては、既に情報公開条例を制定して、市民等の求めに対応した行政情報を公開していますが、更に、行政活動情報を積極的に発信できる仕組みを充実させ、市としての説明責任遂行能力と透明性の向上を図っていきます。

- ① 市民との情報共有化の推進
 - A 広報紙・ホームページの充実 ★
 - B 情報公開・個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い★
 - C 公共施設における市議会の完全中継 ☆
 - D 自宅等における市議会視聴の実現 ☆
 - E 審議会等会議の公開 ☆
 - F 対話の日・市政説明会の開催 ★
 - G 出前講座の開催及び講座内容の充実 ★

② 様々な行財政情報の公開

- A 財政計画・バランスシート・行政コスト計算書等の作成公表 ☆★
- B 予算・決算状況のわかりやすい公表 ★
- C 予算編成過程・事業進捗状況等の公表 ☆
- D 総合的な定員適正化計画の作成公表及び適正な定員管理の実施 ★
- E 職員給与状況等人事運営についての公表 ★
- F 行政評価システムによる施策・事業評価の公表 ☆
- G 外部監査システムの導入 ☆
- H 公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表 ☆

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

地方公共団体の行政運営には、社会経済情勢が色濃く反映されます。景気の動向が自治体財政に直接影響するのみならず、少子高齢化の急速な進展や地球規模の環境問題、更には、生活様式・環境の変化等により多様化・複雑化・高度化した住民ニーズに対し、迅速かつ的確な対応が求められています。

併せて、分権型社会に対応した自主的かつ主体的な地域経営を行うためには、市民の目線に立った行財政運営の仕組みづくりが必要であり、これらに対応できる新しい行財政運営システムの構築が求められています。

そのためには、施策・事務事業の客観的な評価に基づく改善と、職員の適正な評価に基づく処遇・配置の実施、更には、職員の意識・意欲を喚起する新たな人事制度の導入及び様々な地域課題に効率的かつ柔軟に対応できる組織体制の見直しが必要です。

(1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築

分権型社会の進展の中では、社会経済情勢等に即応できる市政運営へと変革していく必要があり、従来の行財政運営の仕組みを改革

して、簡素で効率的な新しい行財政運営システムの構築が求められています。

このシステムは、住民の目線に立った成果志向の行財政運営を推進し、限られた財源を効率的かつ適正に配分して、納税者であり行政サービスの受益者である住民の納得と安心を醸成しようとするものです。

本市では、目的志向かつ成果志向の行財政運営を徹底し、市民への説明責任や職員の意識改革を進めながら、市民本位の市政を目指すために、先般策定した総合計画の政策体系に基づく行政評価システムを構築し導入していきます。そして、その評価結果に基づき、施策や事業の優先順位を定めるとともに、事務事業の見直しを行います。

また、市長による次年度の行財政運営（地域経営）方針を早い時期に定め、この方針に基づき予算編成や施策・事業執行に取り組むという行政経営を推進します。特に、大変厳しい財政状況の中では、市民と職員が厳しさを実感し共有するとともに、コスト意識を持ちながら施策・事業目的の実現に向けて、新たな行政評価システムと密接に連動した新たな予算編成に転換していきます。

① 行政評価システムの構築

- A 施策評価システム及び事務事業優先度評価制度の導入 ☆
- B 事務事業評価システムの導入及び事業評価制度に基づく実施事業の厳選 ☆
- C 新規事業に係る事業評価制度の検討 ☆
- D 既存事業に係る再評価制度の導入及び事業再評価制度に基づく継続事業の見直し ☆

② 施策別枠配分予算への移行

- A 減価償却・維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化 ☆

- B 枠配分型予算編成方式の導入 ☆
- C 次年度行財政運営方針の策定及びこれに基づく予算編成方針の策定 ☆

(2) 財政健全化の推進

限られた財源で自主的、主体的かつ安定的な行財政運営を推進するためには、財政の健全化が必要不可欠です。行政事務全般について、広い視野から多角的に分析することにより、無駄を省いた効率的な事務遂行を実現することができます。

また、既存概念や慣習にとらわれることなく、適切な歳入確保とコスト意識の徹底によるスリム化により、国の制度改正や社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる足腰の強い財政運営を進めていきます。

① 内部事務経費の削減

- A 出資法人等について脱会を含めた見直し ☆
- B 公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備（改修）計画の作成 ☆
- C 公共施設における指定管理者制度の導入促進 ★
- D アウトソーシング計画の作成 ☆
- E 事務コスト削減指針の作成 ☆
- F 補助金支出基準の作成 ☆
- G 電子決裁システムの導入 ☆
- H 縁故債、一時借入金の借入利率に係る入札実施 ☆

② 事務事業の見直し

- A 職員提案制度の充実 ★
- B 窓口サービスの向上 ☆★
- C 公用車の一元管理による経費節減 ☆
- D 事務用品等に係る単価契約の実施 ☆
- E 下水道事業の見直し ☆

F 扶助費の見直し ★

③ 歳入の確保

A 公金収納対策の強化 ★

B 費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し（減免基準の見直しを含む）☆

C ごみ処理手数料の見直し ☆

D 有帆緑地処分場（産業廃棄物処理場）の見直し ☆

E 受益者負担適正化の徹底 ☆

F 広告収入についての統一的な基準作成及び実施 ★

G 売却処分も含めた財産運用指針の作成 ☆

H 課税の見直し ☆

I 水道使用料・下水道使用料の徴収一元化 ☆

J コンビニエンスストア・金融機関 ATM、クレジットカード等による公金収納の検討 ☆

K 企業誘致の推進 ★

(3) 人事制度の改革

地方分権の進展とともに、住民に最も身近な行政主体として市町村の果たすべき役割は増大し、また、少子高齢化、情報通信技術の急速な発達、生活様式の変化等に伴い、住民ニーズも多様化かつ複雑・高度化しています。これら状況の変化に適切に対応していくためには、政策形成能力、問題解決能力など職員個々の力量が問われています。

したがって、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するための基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場環境や仕事の進め方の改善など、総合的な人材育成を推進していきます。

また、事務事業の整理、組織の合理化、地域協働への取組みなどを通して、職員数の積極的な抑制に取り組み、定員管理の適正化を計画的に推進すると同時に、能力・業績に基づく新たな人事評価を

行うことで、組織を活性化していきます。

- ① 公営企業も含めた適正な定員管理
 - A (再掲) 総合的な定員適正化計画の作成公表及び適正な定員管理の実施 ★
 - B 勸奨退職制度の適正化 ★
 - C 任用替えについての基準作成 ☆

- ② 国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し
 - A フレックスタイム・時差出勤制度の導入 ☆
 - B 退職手当支払日の見直し及び分割支給制度の導入 ☆

- ③ 人事育成体制の整備
 - A 人材育成方針（職員研修を含む）の作成 ☆
 - B 職員派遣等についての基準作成 ★
 - C 新たな人事評価制度の導入 ☆

(4) 組織体制の改革

旧来から自治体の組織体制は、国の行政機関にならった縦割型になっています。しかし、近年は、市を取り巻く環境が急速かつ大幅に変化しており、この変化する社会情勢に対応する政策を進めるため、政策目標に基づき、効果的かつ効率的な体制づくりを進めていきます。併せて、緊急かつ部門横断的な課題に迅速かつ適切に対応するため、横軸連携型の組織づくりにも着手します。

- ① 施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革
 - A 債権特別対策室の設置 ★
 - B 入札・契約を一元的に所掌する部署の設置 ☆
 - C 水道局・下水道部門の統合（上下水道の一元管理）☆

② 横軸連携型組織体制の構築

A 部門横断的な課題解決に対応する体制づくり ☆

B 災害等緊急時の防災体制の充実 ★

5、取組状況の検証及び公表

アクションプランに掲げた各改革項目への取組状況について、3～6ヶ月ごとに、目標数値の設定、取組内容及び進捗状況等を検証して行政改革推進審議会に報告し、意見を述べていただきます。

また、毎年度終了後速やかに、その年度中における取組結果を公表します。

アクションプラン（行動計画）編

アクションプラン(行動計画)

1)分権型社会に対応した自治体のあり方 (1)協働と参画による行政運営 ①市民参画の推進とその方法

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度					
						H19	H20	H21	H22	H23	H24~
1)-(1)-①-A	自治基本条例の制定	行政改革課	市民参加を推進し、市民が知恵を出し合っ創意思工夫しながらまちづくりを進めるための、基本ルールを定める。そして、「市民が主役の市民本位のまちづくりを進めていく。	一般公募による市民で構成する「自治基本条例をつくる会」を立ち上げ、地方自治の主体である市民と行政・議会との関係や、ルールづくりの必要性について、自主的に協議している。	「自治基本条例をつくる会」を中心に、活動内容を開示して常時市民の参加を呼びかけるなど、市民の市政に対する関心を高めることを進め、市民が市政へ参加する権利を保障し、まちづくりにおける市民・行政・議会の役割を明確化する「自治基本条例(仮称)」を制定する。						
1)-(1)-①-B	市民意見公募(パブリックコメント)の実施	行政改革課 関係各課	市民サービスに直接影響を及ぼす基本的な行政事項について、その決定過程で広く市民の意見を聴取し、行政運営に反映させる。	平成18年10月に市民意見公募(パブリックコメント)制度実施要綱を作成し、広報紙とホームページを通じて広く市民意見公募を実施している。 対象となる案件は、以下のとおりである。 ・市の基本構想及び施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定・改定 ・市の基本的な制度を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例の制定・改廃	現行の市民意見公募(パブリックコメント)制度を適正に実施するとともに内容を充実していくことで、市民の市政への参加を促進する。また、市の政策形成過程における透明性、公正性の確保を図り、市民への説明責任を果たし、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく。						
1)-(1)-①-C	提案型公共サービス 民営化の実施	行政改革課 関係各課	公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間事業者等に任せ、そして、行政のスリム化、効率化を実現する。	介護保険制度の開始に伴う民間介護事業者への事業主体の移管や、公共施設の管理に於ける指定管理者制度の導入を除き、原則として公共サービスの民営化は行っていない。職員において実施できないものについては、従来から民間へ業務委託している。	法的に行政が直接実施しなければならぬものや、個人情報保護の観点から民間事業者への移行が適当でないものを除き、本市が実施している事務、施策を全てリスト化して公開する。そして、企業、NPOや市民活動団体などから民営化の提案を募集し、コストとサービス内容を総合的に審査する。その結果、市が実施するよりサービスが向上しコストが削減できるなど市民にとって有益と判断したのについて、事業者からの提案に基づき民営化を進めていく。						
1)-(1)-①-D	住民投票条例の制定、活用	総務課	地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、常に市民の意思を問うことのできる制度を設ける。	平成18年7月1日から常設の住民投票条例を施行して、住民投票の請求又は発議が常時できる環境づくりをしている。 対象となる案件は、市の行う事務のうち、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすおそれがあり、市民に直接その意思を問う必要があると認められる事項である。	現在の住民投票条例について市民に周知することにより、市民の意思を市政に的確に反映していく。						

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度				
						~H19	H20	H21	H22	H23
1)-(1)-①-E	まちづくり市民会議の開催、充実	広報広聴課 関係各課	まちづくりを進めるにあたっての課題について調査・検討を行い、市民の視点から意見を述べ提言を行う場として、まちづくり市民会議を開催する。	市のまちづくりについて、広く市民の意見を取り入れるとともに、市民の市政参画を促進する制度として、平成17年5月10日に「まちづくり市民会議要綱」を作成した。そして、市長が定める課題について、市民の中から公募により委員を選考して、公開により調査・検討し提言を受けている。	市政全般における各種課題について、必要に応じて「まちづくり市民会議」を開催することで、行政主導ではない市民の意思による市民主体のまちづくりを推進していく。	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(1)-①-F	提言箱、メール等による意見聴取	広報広聴課	不特定多数の市民の声に耳を傾け、その想いを行政に反映させるシステムとして、提言箱やメールを媒体にした意見聴取を行う。	市内の公共施設25ヶ所に提言箱を設置して、行政について気付いたことや感じたことを気軽に提言できる環境づくりをしている。また、ホームページを利用してメールによる提言も常時受け付けている。いすれにおいても、原則として、氏名、連絡先等を記載してあるものについては回答している。	市民の声に耳を傾け、市民の思いを尊重する「行政の耳」ともいえる機能を充実し、有効な意見や提言については、積極的に行政運営に取り入れていく。また、提言箱の設置箇所についても、公共施設だけでなく、市内の駅やショッピングセンター、金銭機関等にも拡大していく。そして、提言する機会を増やすことで、市政参画への意識醸成に努めていく。	継続	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

1) 分権型社会に対応した自治体のあり方 (1)協働と参画による行政運営 ②NPO等市民団体との協働

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
1)-(1)-②-A	活動拠点としての市民活動支援センターの設置	市民活動推進課	市民の自主的な活動に対して一層の推進を図り、官民協働に基づく市民活動を進めることを目的に、様々な活動や情報交換の場となるような市民活動支援センターを設置する。	市民の自主的な活動の場として、公民館の団体会議室を開放している。しかし、各団体の自立を促す活動拠点としての位置づけではなく、あくまでも会議や作業の場の提供という意味合いが強い。	市民の自主的な活動を促進し、行政依存型からの自立と団体育成を目的として、市民活動支援センターの設置について検討する。まず、利用対象となる市民団体等に対し意向調査を実施して、ニーズを把握する。また、先進地の事例を検証して、管理運営体制や財政的支援等について内容を協議して行く。併せて、まちづくり市民会議「市民活動支援センター」構想部会を立ち上げ、施設の位置づけ、設置の必要性、管理運営方法等について、市民の目線から協議していただく。その結果により、具体的な設置時期について決定する。	検討					
1)-(1)-②-B	ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援	市民活動推進課	ボランティアやNPOなど自主的な市民活動のノウハウと活力を、市民参画として行政運営に反映する。そして、市民本位による身近な行政の確立と、行政運営の効率化を行う。	本市には、市民による自主的なボランティア等を統括・集約し、需要と供給の調整をする機能や所管部署はない。ただし、福祉分野のみに限っては、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置して、ボランティアコーディネーターが各団体の登録や利用者の把握に基づき調整を行っている。また、このセンターの運営協議会に、本市の関係各課が参加している。	市民が自らの価値観や信念等に基づき、自らの生活とコミュニケーションへの貢献を目的に、積極的に行う市民活動について、その育成と活動支援を行う。「市民活動推進条例」或いは「市民活動推進基本方針」のような総合的、計画的な指針を整備する。そして、この指針に基づき、ボランティアやNPOなどのサービスの提供側と、行政や市民利用者などのサービス需要側の状況を把握して、両者を調整するコーディネート部門を設置するとともに、活動を支援していくための財源調達として「市民活動支援基金(仮称)」を設置し、広く市民からの寄附協力を募っていく。	準備					

アクションプラン(行動計画)

1)分権型社会に対応した自治体のあり方 (1)協働と参画による行政運営 ③審議会等の見直し ④市民、職員の意識醸成促進

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
1)-(1)-③-A	既存審議会の条例、規則等の見直し	関係各課	行政運営や政策決定に参画する審議会等の会議に、広く市民が参加できるようにシステムを構築する。	各種審議会や委員会について、職員、行政関係者及び市民が選任する職見者等のみで構成されているものがある。また、条例により設置された委員会においても「委員報酬」と「報償費」の取扱いが曖昧である。	執行機関の附属機関である各種審議会や委員会について、委員の一般公募の設置を義務づけ、政策決定過程における市民参画を促進していく。また、単に要綱等により設置されている委員等について根本から見直し、必要があれば条例・規則を整備するなど適正な事務処理をしていく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(1)-④-A	シンポジウム、パネルディスカッション等の開催	広報広聴課 行政改革課 関係各課	民間講師によるシンポジウムや市民パネラーによるパネルディスカッションを通じ、市民の行政への理解度と参加意欲を高揚する。	男女共同参画など特定なテーマについてのシンポジウムや、生涯学習としての文化教養講座等を開催している。しかし、行政運営に係る一般的なテーマや本市に特化した地域的なテーマについて、シンポジウムやパネルディスカッションを開催してはいない。	行政運営について市民と行政が共に学び共通理解を促進する場と、共に議論し方向性を見出せる場を、必要に応じて提供していく。具体的には、市民の関心のある行政事項について、行政からの情報提供と併せて、民間講師によるシンポジウムや市民パネラーによるパネルディスカッション等を開催する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

1) 分権型社会に対応した自治体のあり方 (2) 説明責任の遂行と透明性の向上 ①市民との情報共有の推進

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度					
						H19~	H20	H21	H22	H23	H24~
1)-(2)-①-A	広報紙、ホームページの充実	広報広聴課 関係各課	市広報紙とホームページを充実し、行政から市民への情報伝達機能を強化する。	広報紙は広報広聴課の編集により月2回発行している。また、ホームページについては総括管理は広報広聴課で行い、内容やデータの更新は各課で常時行っている。	市民の行政に対する意識が「無関心」から「関心の高まり」へと移行しつつある。したがって、広報紙について分りやすさや朝しみややすさを確保しつつ、従来からの「お知らせ型広報」から「問題提起型広報」へ移行していく。併せて、市民の視点から物事を捉え地域との密着度を高める意味から、特派員制度や市民モニター制度の導入について検討していく。ホームページについては、頻繁に更新することで新鮮な情報を市民に提供していく。また、各種行事の申込み、行政サービスの申請及び施設予約等が可能となるよう検討していく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(2)-①-B	情報公開、個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い	総務課 関係各課	情報公開、個人情報保護制度を充実させるとともに、適正な取扱いをすることで、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を促進する。	合併前の旧市町の条例を引き継ぐかたちで、情報公開条例及び個人情報保護条例を制定し、適正な事務処理と取扱いを実施している。	市民の情報公開請求に対する迅速かつ適切な対応が、市政への関心を高めることに寄与することから、開示適否の決定を早める。また、個人情報保護に対する職員の意識をより一層向上させ、研修の実施やマニュアルの作成により適正な事務処理を徹底していく。	準備	準備	準備	準備	準備	継続
1)-(2)-①-C	公共施設における市民の完全中継	議会事務局 情報管理課	市民が自宅や仕事場において、市議会などの公共施設のロビーにおいて、市議会を完全中継する。	市議会一般質問の質疑応答状況について、平成14年12月議会から、庁内及び公共施設を網羅している光ケーブル専用回線により、市役所と公民館のロビー等にて中継している。	政策の最終決定過程である市議会について、一般質問の質疑応答だけでなく、議案説明や討論、採決の状況も含めて完全中継する。また、中継場所についても、各支所等年次の拡大していく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(2)-①-D	自宅等における市民の視聴の実現	議会事務局 情報管理課	市民が自宅や仕事場において、市議会の審議状況を視聴できる環境を整備する。	本市の行政LANシステムに接続されている端末ディスプレイ化においてのみ、視聴できる。現在、市民は市役所と公民館のロビーで視聴できる状況である。	市民が自宅や仕事場などにおいて手軽に市議会を視聴できる環境づくりを目的に、市議会の審議状況を録画したDVDを製作し、図書館や公民館等で無償貸出しする。併せて、希望者にはDVDの複製頒布にて販売する。また、映像をファイル化しレイン・ネットによる24時間配信について、調査・研究し整備していく。	準備	準備	準備	準備	準備	継続

1)-(2)-①-E	審議会等会議の公開	関係各課	行政運営や政策内容を協議する各種審議会や委員会等において、市民の傍聴を可能とし、会議録も公開する。そして、市民の市政への関心を高め、行政の透明性を確保する。	市議会の本会議及び各委員会については一般傍聴可能である。また、本会議の会議録はホームページにより常時公開しており、委員会の会議録は情報公開制度に基づいて開示している。一方、各種審議会やその他の委員会や協議会の会議については、非公開ではないが公開については啓発をしていく。	市議会関連会議のみならず、行政の方向性や政策を決定する各種審議会等の会議について、市民の傍聴を積極的に啓発する。また、会議録を公開することで行政の透明性を高め、市民の市政への関心を高めていく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(2)-①-F	対話の日、市政説明会の開催	広報広聴課	市民に対し、新鮮でありのままの行政情報を分かりやすく提供する。併せて、直接対話により具体的な市民の想いを把握し、行政運営に反映させる。	平成17年度から、隔週のペースで市内各所(概ね自治会単位)において市県による「対話の日」を開催している。市長を中心に円座に納めて、行政運営全般のこと或いは地域に特化したことなどについて、対話形式により話し合っている。また、平成19年度は、市民サービスに影響のある重要事項や広く市民にお知らせすべきことについて、中学校区単位で市政説明会を開催している。	市民が行政に関心をもち、行政を身近なものと感じて、自分も何らかのかたちで参加してみようという気持ちになられるよう、現在の対話の日や市政説明会を継続し、市民の参加を呼びかけていく。特に、市政説明会については説明事項を拡大して、単に結果報告ではなく、行政の意思決定過程における市民への情報提供と意見聴取の場としての機能も付与していく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(2)-①-G	出前講座の開催及び講座内容の充実	広報広聴課 関係各課	様々な団体が情報を受け取る場の提供として、職員が積極的に出向いて行政について説明する出前講座を実施する。	本市の行政運営全般に係る13分野60項目以上について出前講座メニューを設定して公開し、市民からの随時の要請に応じて、関係職員が現地向い出向いて説明している。	出前講座のメニューをできる限り追加し、細部にわたる行政情報の提供に努める。更に対象団体に合った分かりやすい説明ができるよう職員研修を充実していく。また、講座メニューによっては公共として積極的に啓発すべき内容のものも多々あるため、呼ばれたら行くという「待ち」の姿勢だけではなく、公民館の主催講座に盛り込むなど、積極的な情報提供に努め、行政と市民との距離感を縮めていく。	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し

アクションプラン(行動計画)

1) 分権型社会に対応した自治体のあり方 (2) 説明責任の遂行と透明性の向上 (2) 様々な行政情報の公開

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
1)-(2)-②-A	財政計画・バランスシート・行政コスト計算書の作成公表	財政課	本市の実情に即した中長期的な財政計画を作成して公表する。更に、企業会計手法による財務分析結果を公表することで、行政と市民が財政実情に対する認識を共有する。	財政計画については、合併前に合併法定協議会において作成され、新市建設計画と併せて公表された。現在のところ、集積とは大幅な乖離を生じている状況である。合併以降、本市の現状に即した財政計画は、作成されていない。また、バランスシート及び行政コスト計算書については、平成18年度に作成し公表している。	本市の実情に即して中長期的な収支見直しを示した財政計画を作成し、その内容をわかりやすく公表する。そして、計画作成にあたり設定した行政改革内容(努力目標)について、市民の理解を得ながら着実に実行していく。また、景気の動向、地方財政計画及び国の制度改正等に伴う定期的な見直しを行い、より身近で現実的な財政計画であるよう配慮する。更に、企業会計の手法を用いたバランスシートや行政コスト計算書を作成することで、資産や負債といった自治体のストック情報と、性質別経費ごとのコスト情報を明らかにし、従来の財務手法とは違った観点から財政状況を分析する。そして、その内容を公表していく。	見直し					見直し
1)-(2)-②-B	予算・決算状況等わかりやすい公表	財政課	予算・決算の状況及び財政運営の状況等をわかりやすく公表し、本市財政状況に対する市民の関心と理解を高揚させる。	地方自治法の規定に基づき財政状況の公表に関する条例を定め、年に3回広報にて公表している。年度4月には新年度予算の状況と財政運営方針を、7月には前年度4月から3月までの予算執行状況と、11月には当該年度上半期の予算執行状況と前年度決算の内容を公表している。できるだけわかりやすい内容になるよう、グラフを多用したり一般的な世帯の家計簿に例えるなど、工夫を凝らしている。しかしながら7月の公表について、公表時には前年度決算が確定しているにもかかわらず、出納閉鎖期間(4月~5月)の歳入歳入区分が含まれていないため、誤解を招きやすいという点是否めない。	従来にもまして、読みやすく解りやすい内容になるよう努めていく。また、誤解を招きやすい内容については、決算は確定しているが市議会による決算審議の前であるということに配慮しつつ、出納閉鎖期間の歳入歳入状況を隠さず(市民)が勘案できるような内容に変更する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(2)-②-C	予算編成過程・事業進捗過程等の公表	財政課 関係各課	予算編成の状況や事業進捗の状況等をできるだけ簡潔に公表することで、開かれた行政を実現する。	予算編成過程における状況は公表しておらず、予算確定後に記者発表している。平成19年度当初予算については、確定後、広報紙に掲載記事を掲載した。また、事業進捗過程については、当該年度における工期以外には公表していない。	予算編成過程において節目に経過を公表することで、財源の状況や施策・事業の取組進捗の動向について、市民に新鮮な情報を提供できる。それにより、市民の意見と協力が反映できる予算作りに努める。また、継続事業等における進捗状況についても、事業の再評価も含めて毎年度公表することで、市民の理解と協力を仰いでいく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続

1)-(2)-②-D	総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営に必要な定員数を常に把握する。そして、適正な定員管理計画を作成し人事管理を行っていく。	平成17年度末に公表した行政改革プランにおいて、国が示す類似団体の比較により、水道局、病院局を除く定員管理目標数値を公表した。更に、平成18年度には、病院局、水道局も含めた総合的な定員適正化計画を作成し公表している。	平成18年度に作成・公表した総合的な定員適正化計画に基づき、適正な人事管理を行う。そのため、公共施設の統廃合や管理運営体制の見直し、或いは、従来型公共サービス民営化やアウトソーシングなど、行政運営形態の変化に対応していく。併せて、社会経済情勢の複雑化、多様化にも対応する必要がある。今後、職員数が激減することが予想される中で、段階的な見直しを行いながら、定員適正化計画の適時適切な見直しを行う。	見直し 見直し 見直し 見直し 見直し
1)-(2)-②-E	職員給与状況等人事運営についての公表	職員給与状況を含めた人事行政運営等の状況について、水道局及び病院局の状況も含め、毎年度市民に対して、迅速にわかりやすく公表する。	毎年3月11日号の広報で、その年度4月1日現在における人事行政の状況を掲載している。ホームページ上の関連ページは、毎年3月に更新している。掲載内容は、いずれも国から通達で示された様式を基本とし、国のほか類似団体や民間企業の数値を併記して、給与水準が比較できるような一定の配慮がなされている。ホームページについては、紙面量の削減により、ホームページのほうに充実した内容となっている。ほとんどの給与が表で構成され数値表が記されている。見づらいつ点は否めない。また、病院局職員の給与状況が盛り込まれていない。	可能な限り迅速にわかりやすい公表に努める。その内容は、病院局、水道局も含め本市全体の人事行政の運営状況を掲載することとし、国が示した様式を活用しつつ、グラフを多用するなど見やすい紙面づくりの心がけられる。併せて、専門用語の説明を加える等わかりやすい内容にしていける。	継続 継続 継続 継続 継続
1)-(2)-②-F	行政評価システムによる施策・事業評価の公表	市が行った仕事などの程度の成果を上げたのか、今後どのように期待できるのか等わかりやすい指標等を用いて評価した結果を公表する。これにより、行政の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たし、評価の各段階における市民の積極的な参画を促進する。併せて、市民と行政が課題を共有するパートナーシップを築いていく。	行政の目標の設定や達成率などを図るシステムが構築されていないことから、市民にとって行政運営が見えにくい状況が生じている。このことが、市民の行政に対する関心度を低下させる一因となっている。現在の行政評価方法は、行政内部での判断評価となっており、第三者の的確かかつ厳しい評価が十分にない。また、国、県、市の補助事業について、公共事業を中心に事前評価を行っているが、市民に公表はしていない。	様々な立場の市民が、それぞれの視点に立って行政の仕事を見直し、情報を共有するため、行政評価の結果を速やかに公表する必要がある。そのため、ホームページ、広報紙などを活用し、単なる数字・表の羅列ではなく、わかりやすく親しみやすい形で施策評価、事業評価の結果を公表していく。また、行政評価について、総合計画の体系と関連づけ、事務事業が総合計画の目的に沿って行われているか、成果があげられているかを相対的に評価するものであると位置づけ、その結果をわかりやすく市民に公表していく。その内容としては、市民が知りたい施策、事業評価の結果に簡単にたどり着くことができるように工夫する。	継続 継続 継続 継続 継続
1)-(2)-②-G	外部監査システムの導入	地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、外部監査制度を導入する。これにより、監査機能の独立性と専門性の向上を図り、監査機能に対する住民の信頼性を向上させる。	外部監査制度を導入していない。議員と議会選出による2名の監査委員により、監査を行っている。ただし、議員については、従前から議員OBを登用してきたが、合併後の新市においては民間から登用し、行政の外部からの目線で監査を行っている。	本市の場合、外部監査制度を導入しなければならぬ法的義務はない。しかしながら、監査機能の独立性、専門性及び信頼性の向上の観点から、外部監査によるメリットはあると思われ。導入に際し新たな経費負担を生じることから、当面は、外部監査することを請求・要求されたテーマのみを取扱う「個別外部監査」の導入については、将来の検討課題とする。	検討 検討

1)-(2)-②-H	公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表	財政課	<p>将来にわたる財政負担を伴う公債費及び債務負担行為等について、適正な財政運営に資するよう計画を作成し公表する。</p>	<p>地方公共団体の一般的な収入に占める地方債の償還額や債務負担行為による支払い、及び下水道事業や水道・病院事業などへの公債費に準ずる繰出金相当額の割合として、平成18年度に新たに「実質公債費比率」という指標が用いられました。 本市は、この数値が平成17年度決算で23.7%、18年度決算では制度変更により24.5%と県内で最も高い状況である。18%以上の団体は、公債費負担計画を作成しなれば地方債の発行ができないことから、平成18年度末に平成24年度末までの計画を作成し公表している。</p>	見直し		見直し		見直し	
------------	-----------------------	-----	---	---	-----	--	-----	--	-----	--

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行政運営システムの構築

(1) 総合計画と運動した行政評価システムの構築

① 行政評価システムの構築

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度				
						~H19	H20	H21	H22	H23
2-(1)-①-A	施策評価システム及び事務事業の優先度評価制度の導入	企画課	総合計画、基本計画の体系に基づいた施策評価システムを導入し、前年度の成果を基に将来に向けての施策の方向性を市民に示す。これにより、施策の課題解決に向けて、市民がまちづくりに参加しやすい環境を整える。 併せて、限られた財源で総合計画の実現を行なうため、事務事業の優先度を決定する評価制度を導入する。 また、政策・施策の優先度と事務事業の優先度の評価を、行政評価の一環として位置付けし、予算編成にも反映させていく。	合併前に、旧市町の総合計画を調整した新市まちづくり計画を公表した。また、新たに、市民のアンケート調査や市民会議、ワークショップなど様々な手法により市民の意見を集約した新市の総合計画を平成19年9月に公表したところである。 なお、施策評価については、具体的な評価手法は整備されていない。 一方、臨時・投資的な経費については、簡易な優先順位付けを担当課で行っている。その内容は、基本計画・実施計画に沿っているかどうかを中心として行われており、各事業の内訳を十分に吟味するものではない。 また、経費運用においては優先順位付けを行っておらず、財源不足の状況により、予算カットという形で事業の縮小、休止が決定されている。	総合計画の基本計画と完全にリンクした施策評価システムを導入する。 評価の対象範囲は、基本計画に掲げる全ての施策(約60項目)とし、施策ごとに施策評価表を作成する。評価の委嘱主体は、関係課5~6名の課長とし、主管課長を中心に市民の自前で評価していく。また、評価方法は実績評価を中心とし、市民と行政の役割分担の明確化や職員人件費を含んだコストの実績評価も行う。 更に、マネージメントサイクルの実現方法として、上位の政策評価組織において施策の方向等を協議し、市民の意見を次年度に向けた施策方針(改革案)に反映させていく。実績評価の指標の選定は困難な要素が多いので、市民の知意を借りながら試行錯誤で精度を高めたい。 また、各施策評価の中で事務事業の優先度を評価する項目を設け、その内容を市民に公表する。	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
2-(1)-①-B	事務事業評価システムの導入及び事業評価制度に基づく実施事業の厳選	企画課 財政課	市民サービスの向上と事務の合理化を目指し、市民と共に課題を解決するために事務事業評価システムを導入する。評価の更新は毎年行い、予算編成にも活用する。 また、行政健全化の観点から、効率的な事業の推進、徹底した競争性の追求、自主性・自立性の確保及び持続可能な財政運営から、臨時・事業の選択にあたっては、市民の自主性を尊重する仕組みを行う。併せて、市民生活や地域の特長に根拠をおいた施策を推進するため、将来にわたっての負担を考慮し、広く市民に利益をもたらす事業を厳選して重点的に取り組んでいく。	新報事業や臨時・投資的経費は、予算査定のための評価について、ランク分けによる優先度評価という形で行っているが、通常の事業については、客観的に評価するシステムがない状況である。 また、全ての事業について市民に公表するたための評価は行っていないことから、施策の成果向上に向けて市民からの提案も出にくい状況にある。 一方、市の総合計画(基本計画、基本計画、実施計画)に基づき、実施事業の選択が行われているが、実施としては、予算編成において事業を行ったための財源調達が可能かどうか、事業採択における最大の要因となっている。	実施計画とリンクした事務事業評価システムを導入し、その評価結果を市民に公表することと、情報を共有していく。 事務事業を全て実施計画に掲載することを基本とするが、事務事業を基本計画の施策の体系である約180の基本事業に集約した形でも可とする。評価の実施主体は各事務事業の担当係長とし、評価の内容は、必要性、効果性、有効性及び公平性の観点からの評価とするとともに、情報公開、情報共有の観点から公表を行っていく。 更に、マネージメントサイクルの実現方法として、上位の施策との関連や貢献度について明らかにしていく過程で、市民の意見を公表するとともに、改革案や改善方向を示していく。また、上位施策の主管課の課長より上位施策の貢献度のチェックを受けることとする。これにより、評価の公表と情報共有を推進し、事業実施に係る説明責任の確保に努める。また、意思決定過程の透明性の確保に努める。また、上位施策への貢献度や優先度評価なども含め、事業評価制度に基づく実施事業の厳選を行う。予算編成においてはマネージメントサイクルにおいて検討された方向性を尊重し、将来への財政負担についても考慮する。	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し

2)-(1)-①-C	新規事業に係る事業評価制度の検討	企画課	新規事業の厳選に係る判断資料と導入して、公平・客観的な評価制度を導入する。また、市民生活に与える影響が大きい新規事業については、評価結果を事前に公表するとともに、事業完了後の検証においても市民に公表していく。	新規事業の採択に係る判断資料として事業の優先度についてランク分けを実施しているが、簡易な評価基準に基づき、各事業を多角度から評価したものでない。また、国、県の補助事業は公共事業を中心に事前評価を行っているが、あくまでも補助採択を受けるための評価であり、市民には公表していない。	新規事業に係る事業評価制度を導入し、その内容を公表することで、情報共有と事業効果の向上を図る。評価の対象は全ての新規事業とするが、上位評価の対象は、国や県から事前評価を義務付けられている事業を評価対象とし、いずれも全てのハードソフト事業に評価範囲を拡大していく。評価の内容は、事前評価と途中経過・事後の検証をベースとし、市民に分かりやすく説明していく。また、費用対効果の分析の中には、減価償却や維持管理費などに関する、マネージメントサイクルの表現方法として、事前評価の段階で検討した複数案の中からの選択過程や、改善見直し過程を可能な限り明らかにするよう求める。そして、公表後においても市民の意見を取り入れるよう心がけていく。	継続	2)-(1)-①-D	既存事業に係る再評価制度の導入及び事業再評価制度に基づく継続事業の見直し	企画課	総合計画の政策や施策の展開に影響する上りな重大な事業展開について、市民の意見を反映するため、外部委員で構成する委員会を常設し、市民の意見を公表していく。これにより、市民の意識や社会情勢の変化等に伴い、事業の必要性が損なわれたものや、継続が不適切になったものについて、積極的に中止・廃止を行う。	各部署において、所管事業や施策の見直しを常に行っているが、既存事業について根本から再評価する制度はない。複数年においた普通建設事業のうち、国、県の補助対象事業については、補助採択継続の資料として、見直し評価を行うことはあるが、市民に公表していない。また、行政主導で事業が進められていることから、行政の取組状況が市民にわかりづらいため、市民のニーズを行政が的確に捉えているとの言い難い状況である。一定のルールに基づいた事業評価制度がないため、事業の必要性の有無や取捨選択が不明瞭であり、特に継続事業を中止する場合は、利害関係者の正しい理解を得ることが非常に困難である。	既存事業に係る事業継続可否の判断資料として、再評価制度を導入する。また、一般公募等による委員を含む再評価委員会を設置し、審議の過程、内容等を公表していく。評価の対象は全ての既存事業とする。ただし、上位施策の貢献度が低く当初の役割を終えたと判断されるものについては、事務事業評価の様式に基づき事業廃止を市民に予告し、一定期間を経て事業廃止を行う。なお、再評価委員会で審査するのは、公共事業の再評価(未着手、長期継続中)が必要なものが困難な事業で、ハードソフト事業の区別なく事業開始後5年以上経過したものは急激な社会変化による見直しが必要となったものとする。	継続
------------	------------------	-----	--	--	--	----	------------	--------------------------------------	-----	--	---	---	----

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行政運営システムの構築

(1) 総合計画と運動した行政評価システムの活用による新たな行政運営の構築 ② 施策別格配分予算への移行

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度				
						~H19	H20	H21	H22	H23
2)-(1)-②-A	減価償却、維持管理費等を含めた施策別・事業別のコスト計算書を作成すること、各施策、各事業に要するコストを明確にする。また、受益者一人当たりの単位コストについて明らかにする。	財政課 関係各課	理念主義の単年度予算・決算には概念のない減価償却費等を考慮して算出した施策・事業コストと、その財源構成を明らかにすること、各施策、各事業の効率化を図る。	自治体の普通会計は、歳入歳出予算・決算という現金主義で単年度処理されており、減価償却費など非現金支出の概念がない。予算・決算は行政目的別に分類されており、歳出の性質別に分類分けはされていない。また、公営企業会計においては、積立簿記による企業会計の手法を採用し、非現金支出や退職給与引当金等将来的な費用負担の概念が認識されている。しかし、普通会計と同様に別・事業別のコストを正確に把握できるものはない。	減価償却費、人件費、維持管理費等を含めた施策別・事業別のコスト計算書を作成すること、各施策、各事業に要するコストを明確にする。また、受益者一人当たりの単位コストについて明らかにする。 これにより費用対効果、受益者負担の観点から、事務コストを再考することができ、施策・事業の取捨選択に役立てることができ、また、特定の施策や事業によっては、そのコスト内容を公表することで、市税など市民の一般財源負担に基づく対価(市民サービス)に係る理解度を深めていく。	見直し 見直し 見直し 見直し 見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
2)-(1)-②-B	配分型予算編成方式の導入	財政課	直面する大変厳しい財政状況に対応するとともに、市民の理解と協働に基づいた予算編成を実施する。	行政運営に必要な経費を積み上げ、その財源として歳入を充てていく積上げ型予算編成方式を採用している。この方式は、細部におたる繰上げを行うことで内容の明確化、無駄の削減というメリットがある。 しかしながら、近年、ますます複雑・増大化する行政需要に伴う歳入の増加と、景気の低迷による市税第一般財源収入の減少は、必要な歳入経費を歳入で賄いきれないという事態を招いている。その結果、財源の年度間調整としての基金のみならず、特定目的基金までも現金残額を大幅に減らすこととなった。	予算編成を歳入主導から歳入主導に転換し、確保できる歳入の範囲内で歳出予算を調整していく。 具体的には、予め見込める一般財源歳入額を算出し、その金額を歳出目的別に枠配分する。配分された各部署は、市長の行政運営方針を尊重し、特定財源を確保しながら、配分された一般財源の範囲内で施策・事業の見直しを行って歳出を調整する。その過程において、廃止・後退を余儀なくされる施策・事業について予算編成中の一定の時期に市民に公表し、市民の理解とアイディア、参加による協働を醸成していく。	継続 継続 継続 継続 未定	継続	継続	継続	継続
2)-(1)-②-C	次年度行政運営方針の策定及びこれに基づく予算編成方針の策定	企画課 財政課	次年度行政運営方針を早期に策定して公表し、これに基づき予算編成作業を進めることで、行政運営に対する市民の関心と理解を深める。	毎年3月議会において、新年度予算案の上程とともに市長による施政方針が公表される。これが唯一の翌年度行政運営についての市長による方針であるが、予算内容及び実施・廃止事業確定後の公表であるため、市民の意思の反映と市民の同意を得ることに対し、時間的な余裕がない。 また、予算編成方針については予算要求照会時に各部署に対し示されているが、市民に公表されるものはなく、あくまでも要求に係る留意事項としての色合いが強い。	市長による次年度行政運営に係る方針を予算編成前の早い時期に公表して、その内容に沿って予算編成方針を策定する。そして、市民の反応や意見に耳を傾けながら予算編成作業を進めていくことで、できる限り市民の思いを反映した予算作りと行政運営を実現していく。	継続	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行政運営システムの構築 ① 内部事務経費の削減 (2) 財政健全化の推進 ① 内部事務経費の削減

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
2)-(2)-①-A	出資法人等について脱会を含めた見直し	行政改革課 財政課 管財課 関係各課	各種団体への出資金・出資金や、本市が構成員となっている団体への応分負担的な出資金について、地方公共団体としての適正な出資であるかを検証して見直しを行う。	合併前市町における「出資による権利」をそのまま引き継いでいる。	「出資による権利」について、根本から再考する庁内プロジェクトを立ち上げ、地方公共団体としての出資目的、必要性、出資金額に係る費用対効果を検討する。これにより、現に必要な最低限の出資のみを絞り込む。そして、経年経過による社会経済情勢の変化等により、出資の目的、必要性が曖昧になったものや、目的を達成したものなどは、積極的に出資金の回収に努める。						
2)-(2)-①-B	公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成	行政改革課 企画課 関係各課	すべての公共施設について再考し、市町村合併のスケールメリットで、ある施設の統廃合による経費削減と、効率的な管理運営方法への転換を図る。 また、施設の老朽化等に伴う改修に、年次の整備改修計画を作成し、年次の整備改修計画を行う。	平成18年度に、市車をトップとし特別職、部長職員等で構成する「公共施設統廃合検討プロジェクト」を立ち上げ、すべての公共施設について、その必要性や効率的な管理運営手法等について協議している。 この中で、合併によるスケールメリットを指し、重複施設等の統廃合について検討している。更には、民営化やアウトソーシング等も含め、管理運営方法の効率化についても検討している。 また、各施設の老朽化や機能拡充に伴う改修については、厳しい財政状況から整備改修計画を作成していない。危険回避に際する改修・修繕を優先的に施している。	引き続き、公共施設統廃合検討プロジェクトにおいて、施設の設置目的、必要性、市民の利用状況及び管理運営手法等、多方面から検討し、施設の統廃合や民営化を含めた再編を協議して、市民の理解を求めながら年次の実施していく。 また、本市の公共施設は老朽化の著しい施設が多いことから、安全性と快適性の確保を重点的に、施設の整備改修計画を作成し、計画的な整備を進めていく。					見直し	
2)-(2)-①-C	公共施設における指定管理者制度の導入促進	行政改革課 関係各課	公共施設の管理運営について、民間の活力とノウハウを活用することで市民サービスを向上させ、併せて、管理運営経費の削減を図るべく、指定管理者制度を導入していく。	平成16年の地方自治法改正により、公共施設の管理運営における指定管理者制度が創設された。これに伴い、地方公共団体は、従来からの管理運営業務委託による公共施設の運営形態に制限が生じ、指定管理者制度の導入を含め、各施設の運営方法を見直す必要が生じた。 その結果、平成18年度に19施設、19年度に2施設において指定管理者制度を導入し、市民サービス向上と経費削減を行っている。	公共施設統廃合検討プロジェクトにおいて、施設の管理運営について様々な角度から検討する中で、行政による運営方式に比べサービスの的にも経済的にもメリットが生じる施設について、年次的に指定管理者制度を導入していく。 また、公民館等地域に密着した施設については、民間事業者による指定管理ではなく、それぞれの地域住民による責任を持った自主的な管理運営を促進すべく、地元への指定管理に向けた段階的な移行を実施していく。						
2)-(2)-①-D	アウトソーシング計画の作成	行政改革課 企画課 財政課 関係各課	公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを賃・価格の両面で優れた民間事業者が担って実施することで、行政のシステム化、効率化を実現する。	従来から、専門性の高い業務や、市が直営するよりも安価で効率的な業務について、民間業者へ業務委託してきた。 近年は、介護保険制度開始に伴う民間介護事業者への事業主体の移行や、公共施設の管理における指定管理者制度の導入等、制度改正による公共サービスの民営化を行っている。	本市が実施している事務、施策、事業のうち、法的に行政が直接実施しなければならないものや、個人情報保護の観点から適当でないもの等を除き、従来から直営にて対応してきた業務について、賃・価格の両面で優れた民間業者に積極的にアウトソーシング(外部発注)していく。 定員管理の適正化に伴う職員数の削減を考慮しつつ、年次のアウトソーシング計画を作成し、市民サービスの維持向上と行政業務の効率化を実現する。						

2)-(2)-①-E	事務コスト削減指針の作成	行政改革課 財政課	事務事業を効率化するとともに、全庁的な連携と創意工夫によりコストを削減することで、歳出を抑制する。	予算要求に際して財政課が各課に通達する予算編成方針において、経費削減の必要性と考え方が示されるが、全庁的な意識統一により義務的に取り組む事務コスト削減指針ではない。 厳しい財政状況に伴う配分予算の減少により、各課で工夫しながらコスト削減に取り組んでいないが、連携性に乏しく、バラツキがある点是否めない。	事務コストを削減するための指針を作成し、コスト削減意識の高揚と全庁的な連携による歳出削減を目指す。 具体的には、複写機にまたがる歳出経費(電気代、水道料、電話代、電気設備保守等)について、一括契約、一括請求による事務経費削減を行い、電気使用機器の取替・使用最終年度も厳格な管理を行う。併せて、各課最終年度者による新電機設備を徹底するとともに、事務用品消費についてのルールを作成し、全庁的に取り組んでいく。	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
2)-(2)-①-F	補助金支出基準の作成	財政課	各種団体等に対する運営補助金や各種事業に対する事業補助金について、統一した基準に基づき適正な支出をしていく。	本市には補助金等の交付や取扱いに関する統一した基準がなく、合併時に補助金交付規則を制定し、旧市町で支出していた補助金を原則として引き継いでいる。また、その運用については、各所管課作成の補助金支出要綱により事務処理している。	各種団体等への補助金について、慣例にとらわれず地方自治法第232条の2の主旨に基づき、「公益上必要がある場合」と判断する基準や事務取扱いに関する統一した基準を作成する。そして、適正な支出を実施していく。	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
2)-(2)-①-G	電子決裁システムの導入	総務課 人事課 財政課 情報管理課	電子決裁システムを導入し、公文書のデータ化を推進する。そして、業務の効率化、省資源・省スペース及び市民への情報提供の迅速化を図る。	電子決裁システムのいすれにおいても、電子決裁システムは導入していない。また、公文書の保管は「紙ベース」で行っている。	平成19年度に、導入についての検討組織を設置し、導入経費、費用対効果、定員管理等を含めて総合的に検討する。 その結果、導入を推進することになった場合、平成20年度からシステム開発に着手するとともに職員研修を開始し、平成21年度から3年間で段階的に導入する。 これにより、決裁の迅速化に伴う意思決定過程の効率化、消耗品費等物件費や人件費の削減、情報公開の迅速化及び公文書保管場所の省スペース化に資することができる。	検討	検討	検討	検討	
2)-(2)-①-H	繰越債、一時借入金の借入利率の借入利率に係る入札実施	財政課	繰越債のうち、借入先を特定されない市中銀行等借入分については、従来より応募者利回りにて指定金融機関から借入れている。しかし、平成18年度分の借入利率については、一部について借入利率の見直しを合わせ実施し、最も低利率を提示した金融機関から借入れを行っている。 また、一時借入金については、従来より指定金融機関から短期プライムレートで借入れしている。	繰越債のうち、借入先を特定されない市中銀行等借入分については、従来より応募者利回りにて指定金融機関から借入れている。しかし、平成18年度分の借入利率については、一部について借入利率の見直しを合わせ実施し、最も低利率を提示した金融機関から借入れを行っている。 また、一時借入金については、従来より指定金融機関から短期プライムレートで借入れしている。	繰越債、一時借入金を低利率に借入れるため、借入利率について原則として入札を実施する。入札の体制が整うまでの間は見直し合わせによる利率の比較を行い、体制が整い次第、入札へ移行する。	繰越債	繰越債	繰越債	繰越債	繰越債

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行政運営システムの構築 (2) 財政健全化の推進 ② 事務事業の見直し

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度				
						~H19	H20	H21	H22	H23
2)-(2)-②-A	職員提案制度の充実	行政改革課 人事課	職員の創造的思考と意識改革の効用を図り、市民サービスの向上及び効率的な行政運営に寄与するため、職員提案制度を充実する。	平成17年度に職員提案制度を導入し、行政運営全般について新たな観点からの提案を職員から常時募集している。平成18年度末までに18件の提案があり、そのうち1件が事業化されている。 採択の可否については、行政改革推進本部(本部長、市長)において提案者名を伏せ書面で行われ、その結果を提案者について、庁内LANにて職員に公表しているが、市民には公表していない。	提案内容についての正しい理解を促進し、発案者の意欲や想いを披露する場として、希望者には行政改革推進本部会議にてプレゼンテーションする機会を設ける。また、採択の可否についても、公平・客観的な審査ができるよう評価シートを作成して、多数の項目について点数化により採択を決定するように変更する。 また、行政運営について職員の新たな発想を喚起し、提案への意欲を向上させるよう、発案者についての報奨制度を充実し啓発していく。 更に、提案内容によっては、発案者自らがその実現化に携わられるよう人事面での配慮も検討していく。	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(2)-②-B	窓口サービスの向上	人事課 関係各課	市民の利便性向上のため、行政サービスの全般に係る窓口業務を1ヶ所で簡素化を行う。併せて、取扱曜日追加や時間帯の延長を実施する。	行政サービスに係る各種申請や手続事務について、関係各課でそれぞれ実施している。取扱時間は、原則として平日の通常開庁時間である。 ただし、特例として、市税の収納強化月間などに夜間受付窓口を設置するほか、住民異動に開庁している。	総合窓口の設置を検討し、転入・転出の届出及びこれに伴う各種申請手続や、住民票、戸籍謄抄本の交付及び各種証明書の発行等をワンストップで対応し、ワンストップサービスの実現について検討する。併せて、各種申請についても、一枚の申請書で複数の手続が行えるよう見直す。 また、近年の生活スタイルの変化に対応し、窓口業務の時間延長や土曜日、日曜日等の取扱いについても、市民ニーズを考慮しながら検討していく。	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(2)-②-C	公用車の一元管理による経費節減	管財課	公用車の一元管理による効率的な使用により全体数を削減し、公用車の管理に係る経費を節減する。	現在216台の公用車を管理している。このうち、防災パトロール車や道路パトロール車等の特定車及び消防車や環境衛生車輛等の特殊車輛を除き、122台が一般車輛である。管財課が管理している共用車輛12台以外は各課に配車されており、所管課がそれぞれ管理しているが、この一部には稼働率の低い車輛も存在する。	特定車及び特殊車輛を除き、公用車を一元管理することで、効率的な使用に基づく稼働率の上昇を図る。また、車輛台数を減らしていくとともに、車検費用などを一括発注することで、1台あたりの管理コストを軽減させる。併せて、タクシーやレンタカーの使用や運転委託の活用による経費節減を検討していく。	準備	継続	継続	継続	継続

2)-(2)-②-D	事務用品等に係る単価契約の実施	財政課 関係各課	全庁的に使用するスタンダードな事務用品等について、年間使用見込数を提示し、かつ、1回あたりの購入額を増やすことと、購入コストを軽減する。	事務用品等については各課が必要となるに購入している。その際、同一物品の1回あたりの購入金額が10万円未満のものについては、見積り合せ等価格比較は行っていない。	物品調達基金を創設する。そして、全庁的に使用するスタンダードな事務用品等について、年間使用見込数を提示し、かつ、1回あたりの購入額を増やすことを前提に、入札、見積り合せ等価格比較を徹底して単価契約とする。これにより、購入単価を抑え事務コストを軽減する。	計画						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績						計画 実績	計画 実績	
------------	-----------------	-------------	--	---	--	----	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--	--	--	--	--	----------	----------	--

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行政運営システムの構築 (2) 財政健全化の推進 ③ 歳入の確保

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
2)-(2)-③-A	公金収納対策の強化 債権特別対策室の設置	債権特別対策室 (新設)	公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施することで、収納率の向上と市民負担の公平化を表現する。	税の滞納者に対しては財産調査と差押えを実施している。その他の公金の滞納者については督促状、電話及び家庭訪問等による催告のみで、いわゆる法的措置は行っていない。	債権特別対策室を新設して、全ての公金の滞納状況を一元管理する。併せて、一定期間、一定金額以上の悪質滞納者に対し、財産調査と差押えを実施する。そして、インターネット公表等積極的な観点による換価措置を行うことで、公金収納率の向上と市民負担の公平化を図る。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(2)-③-B	費用対効果に基づく 使用料・手数料の見直し(減免基準の見直しを含む)	財政課 関係各課	公共施設使用の対価として使用者から徴収する使用料、及び、特定の者のために提供する公の役務に対するその費用を償うため徴収する手数料について、費用対効果に基づく適正な料金設定を行うことで、負担の公平性を図る。	原則として、使用料については合併前における旧市町の料金設定を引き継いでおり、手数料については旧小野田市の料金設定に合わせている。合併後は、学校施設使用料の一部と住民平等交付手数料及び各種証明手数料の見直しを行ったが、いずれも総体的なコスト把握に基づき料金改定ではない。また、減免の取扱いについては統一の基準がなく、各所管部署の判断で行われている。	すべての使用料・手数料について、受益者負担と費用対効果の観点からコスト把握を徹底する。そして、適正な価格設定に伴う料金改定を実施する。併せて、減免の取扱いについて統一の基準を設け、適正な処理を行っている。	見直し					
2)-(2)-③-C	ごみ処理手数料の見直し	環境課	ごみ処理には多大な経費を要しているため、その一部は手数料で賄うべきであり、受益者負担の原則・公平性の原則により、排出量に応じた負担を求めたい。	環境衛生センター及び清掃工場に持ち込まれる家庭系ごみ及び事業系ごみについては、ごみ処理手数料を徴収しているが、自治会のごみステーションに排出されるごみについては、ごみ処理手数料を徴収していない。	自治会のごみステーションに排出される家庭系ごみについて、その排出量に応じてごみ処理手数料を徴収する。手法としては、現行のごみ指定袋に処理手数料を上乗せする。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(2)-③-D	有軌緑地処分場(産業廃棄物処理施設)の見直し	土木課	有軌緑地処分場の産業廃棄物処理施設に係る手数料収入を確保し、建設費の償還に係る経費負担を軽減する。	建設工事の残土処分地の確保と周辺緑地の整備を目的として、環境事業団により建設された当該施設は、完成後、財政投融資への償還を負担するが、旧小野田市に譲渡された。しかし、建設後に施行された建設リサイクル法の影響等から、手数料収入が当初の予定よりも大幅に減収となり、多額の償還経費が市の財政を大きく圧迫している。	施設の管理運営等に係るコスト把握を徹底し、費用対効果の観点から適正な価格設定に料金改定する。併せて、環境に配慮した受入品目(安定品目)の拡大や、市内全域又は近隣市町まで含めた公共工事に係る建設残土の受入れ等について、周辺地域の住民の方々との積極的な協議していく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続

2)-(2)-③-E	受益者負担適正化の徹底	財政課 関係各課	受益者負担の原則に基づき、特定のサービスの受け手利用者に応分の負担を求め、受益者負担の公平性を図る。	<p>扶助費に係るサービス利用者負担金や小規模土木事業受益者負担金など、特定の受益者に係る負担金については、原則として、合併時における旧小野田市の料金設定及び負担割合を引き継いでいる。合併後、総合的なコスト把握に基づき料金改定等は行っていない。</p>	<p>すべての受益者負担金等について、受益者負担と費用対効果の観点からコスト削減を徹底するとともに、適正な価格設定に伴う料金改定を実施する。また、職員通勤に使用する市役所等公共施設の通車料に際しては、利用料金の徴収を開始する。</p>	見直し	継続	継続	継続	継続
2)-(2)-③-F	広告収入についての統一的な基準及び実施	行政改革課 関係各課	<p>広告収入についての統一的な基準を作成する。そして、市の刊行物、郵便封筒や土地、建物等に有料広告を掲載し、財産の有効活用と収入の確保を行う。</p>	<p>従来から市有地の一部において、広告主の依頼に基づき有料広告看板を設置しており、平成17年度からは、広報紙及びホームページにも広告掲載を開始した。更に、平成18年度には「山陽小野田市広告掲載要綱」を策定して、広告収入に関する統一的な考え方や基準を定め、市の刊行物や郵便封筒等の収入を確保している。また、窓口利用者に配布する封筒についても、広告掲載した封筒を無償で提供してもらうことで、印刷製本費に係る歳出削減を実現している。</p>	<p>現在行っている広告掲載事業について積極的に啓蒙し、更なる収入確保に努める。また、公共施設における広告掲示や、一般郵便封筒の広告掲載による無償提供等、新たな広告事業についても積極的に展開していく。</p>	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(2)-③-G	売却処分も含めた財産管理運用指針の作成	管財課	<p>市及び土地開発公社が保有する財産(土地、建物、物品等)の適正な管理と効率的な運用に資するため、財産に関する管理運用指針を作成する。</p>	<p>財産の管理運用に関する統一的な基準がなく、原則として基本計画に基づき実施計画に沿って、新規取得してきたものの未熟さ等により、結果として、将来的に利用予定のない土地や型形状の残地を多く残すこととなった。したがって、これらの先行取得に用いた財政的負担の解消が図れていない。</p>	<p>財産の管理運用に関する指針を作成し、これに基づき、適正な運用を実施していく。主な内容として、まず、土地の新規取得(先行取得)に関しては、実施が確定である事業計画に基づき取得のみとする。また、事業の用に供する際には、全て一般会計が買い取るものとし、残地を残さない。なお、購入価格の算出については、適正な価格設定に努める。次に、事業の停止や公共施設の統廃合等にやむを得ず必要になった行政財産については、速やかに普通財産へ所管替えを行い、早急に売却処分を執行し、実施する。また、現在保有している普通財産及び土地取得特別会計や土地開発公社保有財産のうち、将来行政目的の用に供される見込みのないものについては、定期的に保有状況(場所、面積、価格等)を細かく公開して、早急な売却処分を実施し、取得に要した財源回収に努める。</p>	見直し	継続	継続	継続	継続

2)-(2)-③-H	課税の見直しについて	税務課	<p>市町合併による経過措置として設定された、同一市内で実質的な課税方法や課税範囲が異なる状況を、可能な限り早期に解消して、課税に係る中立公平を実現する。</p> <p>併せて、大気厳しい財政状況に対応するための歳入確保の観点から、課税に係る全体的な見直しを行う。</p>	<p>固定資産税の評価については、合併前の評価方法を継続し、旧小野田地域はすべて路線方式で評価を行い、旧山陽地域では市街地は路線方式、その他の地域は標準地方式で評価している。</p> <p>更に、都市計画税については合併前の課税範囲を継続し、旧小野田地域と旧山陽地域で課税範囲に大きな乖離が生じている。また、合併後、税法改正に伴う見直しを除き、税率や課税範囲、課税方法等に原本市独自の見直しは、行っていない。</p>	<p>固定資産税の評価方法については、原則として路線方式とする。しかし、路線方式へ移行することが経済的に非効率的である地域については、その他方式(標準方式)での評価とする。なお、両評価方式とも公平性を欠くものではない。</p> <p>都市計画税の格差を正については、都市計画税等検討委員会等で検討した結果を踏まえ、平成21年度を第一目標年度として、不均等となっている課税の解消に努める。また、新たな財源として法定外目的税の導入については、今後一層の地方分権の進展に伴い、全国的な地域の事情に即した他市の課税状況を見守りつつ検討していく。</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>
2)-(2)-③-I	水道使用料・下水道使用料の徴収一元化	水道局 下水道課	<p>対象者、事務処理内容等が重複している水道使用料、下水道使用料の賦課徴収事務を一元化することにより、事務の効率化と収納率の向上を図る。</p>	<p>水道使用料は水道局で、下水道使用料は下水道課で、それぞれ賦課徴収業務を行っている。</p> <p>収納率については、特に滞納繰越分において、下水道使用料の収納率が著しく低い状況である。</p>	<p>水道使用料、下水道使用料の賦課徴収業務の一元化により、事務の効率化による物件費等経費の前減と、収納率の向上を図る。</p> <p>特に、下水道使用料滞納者についても水道給水に係る制限措置をとることにより、滞納者の納付に対する意識改善と滞納額の減少が期待できる。</p>	<p>検討</p>	<p>継続</p>
2)-(2)-③-J	コンビニエンスストア・金融機関ATM・クレジットカード等による公金収納の検討	財政課 関係各課	<p>公金の収納方法については、市が発行した納付書による自主納付(市役所、総合事務所、支所、出張所及び金融機関の窓口での支払い)または、金融機関、郵政公社の口座振替で対応している。</p>	<p>地方自治法施行令の改正により、平成15年4月から、地方税の収納事務についても私人の徴収委託が可能となった。これに伴い、市税を含め公金全般の収納について、納付者の利便性の向上を目的として、コンビニ・金融機関ATM等での支払いやクレジットカード決済について検討する。</p> <p>しかしながら、ホストコンピュータの改造等多額の初期投資を必要とすることや、運用費用(コンビニ等へ支払い取扱手数料)が生じることから、導入時期については、ホストコンピュータの次回更新予定である平成24年度以降とする。</p> <p>また、それまでの対応策として、行政機関での収納窓口の延厚等、他の有効手段について積極的に検討する。</p>	<p>地方自治法施行令の改正により、平成15年4月から、地方税の収納事務についても私人の徴収委託が可能となった。これに伴い、市税を含め公金全般の収納について、納付者の利便性の向上を目的として、コンビニ・金融機関ATM等での支払いやクレジットカード決済について検討する。</p> <p>しかしながら、ホストコンピュータの改造等多額の初期投資を必要とすることや、運用費用(コンビニ等へ支払い取扱手数料)が生じることから、導入時期については、ホストコンピュータの次回更新予定である平成24年度以降とする。</p> <p>また、それまでの対応策として、行政機関での収納窓口の延厚等、他の有効手段について積極的に検討する。</p>	<p>検討</p>	<p>準備</p>
2)-(2)-③-K	企業誘致の推進	商工労働課 人事課	<p>市内の企業団地へ積極的に企業誘致を推進することで、団地造成時の初期投資額を回収し、市税の増加や雇用の創出を図る。</p>	<p>企業誘致の打開策として、确实かつ有効な情報を収集すべく、誘致に関する情報提供者に成功報酬を支払う情報提供奨励制度を、平成18年度に創設した。</p> <p>また、平成19年度には、山口県企業立地推進室に職員を派遣して県との連携を密にし、より積極的な誘致を展開している。</p>	<p>専任職員の配置を含め、更なる誘致展開を模索していく。また、行政執行部と議会が連携したトップセールスや、経済開発懇話会等における意見聴取及び情報収集、県との密なる連絡連携など、効果的な誘致活動を実施していく。</p> <p>併せて、商工会議所や山口東京理科大学との産学連携を推進して企業の内発促進への環境づくりの支援を行い、新たな産業の創出に努めるなかで、企業誘致の機運を醸成していく。</p>	<p>継続</p>	<p>継続</p>

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 ① 公営企業も含めた定員管理

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
2)-(3)-①-A	【再掲】 総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	人事課 病院局 水道局	本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営に必要な適正職員数を常に把握する。そして、適正な定員管理計画を作成し人事管理を行っていく。	平成17年度末に公表した行財政改革プランにおいて、国が示す類似団体との比較により、水道局、病院局を除く定員管理目標数値を公表した。 更に、平成18年度には、病院局、水道局も含めた総合的な定員適正化計画を作成し公表している。	平成18年度に作成、公表した総合的な定員適正化計画に基づき、適正な人事管理を行う。 そのため、公共施設の統廃合や管理運営体制の見直し、或いは、提案型共サービス民営化やアウトソーシングなど、行政運営形態の進化に対応していく。 併せて、社会経済情勢の悪化等に伴う行政需要や市民ニーズ複雑化、多様化にも対応する必要がある。今後、職員数が激減することが予想される中で、超過的な手法も加えながら、定員適正化計画の適時適切な見直しを行う。	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
2)-(3)-①-B	勸奨退職制度の適正化	人事課	適正な職員数に向けての人数削減と、職員層の新陳代謝促進を目的として、勸奨退職制度の改善や手続き等を明確にし、制度運用の適正化を図る。	退職手当に関する条例において、普通退職と比べ手当の割増しなど優遇措置がなされている。また、職員退職勧奨実施要綱を作成し、これに基づき、勤続年数20年以上という要件を満たしている職員がその申し出を行った場合には、勸奨退職とし、自己都合退職とは異なった取扱いをしている。	勸奨退職制度については、職員の新陳代謝と組織の活性化、行政効率の維持・向上及び人事管理の適正化、効率化という本来の目的に加え、近年は、職員数の削減及び退職手当支出の分散化を図る側面からの活用も生じている。このことから実施要綱を改正し、勸奨退職制度の適正な運用を図っていく。						
2)-(3)-①-C	任用替えについての基準作成	人事課	職員の任用替えについての基準を作成し、規則化することで、実情に応じた任用替えを実施する。	職員の任用に関する規則がなく、任用替えについては、地方公務員法第15条の規定に基づき試験を実施している。	市町村合併に伴う行政のスリム化、効率化により、必然的に公共施設の統廃合や管理運営体制の見直し、市勢化テスト及びアウトソーシング等が推進される。これに伴い、職員の任用替えについての必要性も増加することが予想される。 職員の任用に関する規則を制定し、その中で任用替えについての基準や取扱いを盛り込んでいくことで、適正な任用に基づく職員配置を実施していく。						

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

(3) 人事制度の改革 ② 国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度				
						~H19	H20	H21	H22	H23
2)-(3)-②-A	フレックスタイム、時差出勤制度の導入	人事課	近年の社会情勢、生活スタイルの変化等に対応し、利用者側に立った配慮に基づく行政サービスとして、開庁時間の延長等がもたらされている。これができるだけ経費をかけず、実施するため、人件費削減の手段として出勤体制の見直しを行う。	<p>条例・規則等に職員の勤務時間についての定めがあり、これを超える勤務については時差出勤手当を支給している。フレックスタイム及び時差出勤制度の規定はない。</p> <p>しかし、保育所においては勤務時間の割振りとして、実質的な時差出勤を行っている。また、閉庁日が平日である出発機関や、24時間体制の職場については、週休日の割振りをしている。更には、休日出勤については、平日における代休取得により時間外勤務手当の支給を抑えている。</p>	<p>フレックスタイムについては、地方公務員法により適用できない(労働基準法の適用除外)。時差出勤については、任命権者による勤務時間の割振り又は変形労働時間制の採用(規則の改正が必要)により可能であることから、住民ニーズにできる限り沿った行政サービス時間帯を表現していく。</p>	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(3)-②-B	退職手当支払日の見直し及び分割支給制度の導入	人事課	職員の退職手当に係る支払日の見直しを行い、複数回に分割できる制度を導入することで、年度途中における資金繰りによる利息負担を軽減する。	<p>退職手当に関する条例により、退職した日から1ヶ月以内に全額を支払っている。病気や死亡による退職を除き、ほとんどが3月31日付の退職であることから、毎年4月における退職手当支払額がかなりの金額になる。金融機関からの一時借入金を支払うこともあり、財政運営に係る資金繰りを圧迫している。</p>	<p>退職手当に関する条例を改正し、退職手当の支払日を市税の納期や普通交付税の公布日の教日後(例えば、5月末、7月末、9月末)に設定する。併せて、分割支給できる制度を導入して、本人同意のもと分割支給することによって、1回あたりの支払負担を軽減する。これにより、資金繰りに伴う金融機関等からの一時借入額を軽減し、支払利息を減額する。</p>	準備				

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 ③ 人事制度の改革 ③ 人事育成体制の整備

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度				
						~H19	H20	H21	H22	H23
2)-(3)-③-A	人材育成方針(職員研修を含む)の作成	人事課	総合的な人材育成方針を作成し、時代や環境の変化等に的確に対応できる人材の育成を計画的に実施する。	人材育成基本方針策定指針により、地方公共団体は国(総務省)から、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を作成している。また、平成16年に地方公務員法が改正され、職員研修に関する基本的な方針を定めることが追加された。本市においては、職員研修に関する規程はあるが、人材育成全般に関する方針はない。	国の指針を基本として本市独自の計画も盛り込んだ人材育成全般に係る基本方針(職種別)の目指すべき職員像)を作成し、職員の資質と人材育成能力の向上を図る。		見直し			
2)-(3)-③-B	職員派遣等についての基盤作成	人事課	職員派遣等についての基盤を作成し、適正な人事配置を行う。	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、公共の福祉の増進に資することを目的に、市の事務又は事業と密接な関係を有し、かつ、市がその施策の推進を図るための援助を行う必要がある団体に対して、職員の派遣を行っている。また、職員のスキルアップを目的に、実務研修の一環として県へ職員派遣している。	職員の派遣については、現行の法律において目的・派遣先団体等に係る明確な規定がないので、改めて基盤を作成する必要がある。引き続き、適正な処理を行う。また、職員のスキルアップを目的とした研修等への派遣については、現行どおり実務研修というかたちで継続する。併せて、民間活力を肌で感じ、そのノウハウを職員が身につけて行きたい。また、民間団体への実務研修としての派遣についても検討していく。	検討				
2)-(3)-③-C	新たな人事評価制度の導入	人事課	職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、人材活用、任用、人事配置及び給与等に活用する。併せて、公務の特性を踏まえた能力・実績を重視した人事管理を行う。	従来から実施している。配属や職務に対する自己申告制度及び上司による部下の評価制に加え、平成18年度から新たに部下による上司の評価制度を導入した。これらは、人事異動における適材適所実現のためには有効な制度といえるが、公務員制度の改革大綱及び人事院勧告に基づく能力評価及び業績評価とは異なっている。	個々の能力開発段階に応じた人材育成と並行して、公務員制度改革大綱による新たな公務員制度の主旨及び人事院勧告による能力・実績を重視した人事管理に合った新たな人事評価制度を導入する。人事評価制度を導き、人材育成基本方針を作成後、各職種別の人事評価を検討し、平成21年度以降段階的に実施していく。	検討				

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行政運営システムの構築 ① 施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
2)-(4)-①-A	【再掲】 公金収納対策の強化 債権特別対策室の設置	人事課 債権特別対策室 (新設)	公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施することで、収納率の向上と市民負担の公平化を実現する。	税の滞納者に対しては財産調査と差押えを実施している。その他の公金の滞納者については督促状、電話及び家庭訪問等による催告のみで、いわゆる法的措置は行っていない。	債権特別対策室を新設して、全ての公金の滞納状況を一元管理する。併せて、一定期間、一定金額以上の滞納者に対して、財産調査と差押えを実施する。そして、インターネット公売等積極的な競売による換価措置をとりことで、公金収納率の向上と市民負担の公平化を図る。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(4)-①-B	入札・契約を一元的に 所掌する部署の設置	監理室 人事課	地方自治法及び本市財務規則に基づいた適正な契約事務を実施する。	契約相手方の決定について、一般競争入札は実施していないが、平成18年度に「簡易公募型指名競争入札」を導入した。また、工事請負全般、業務委託の一部及び印刷製本の一部については、監理室において指名競争入札を実施しているが、その他の契約については、各課において見積り合せによる随意契約を行っている。 契約書の作成等事務遂行については、各課で行っている。	地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約可能なものを除き、本市の締結する全ての契約について競争入札を実施できるように、入札事務及びそれに伴う業者登録事務等を一元的に所掌する部署を設置する。電子入札の活用と合わせて検討する。 また、一般競争入札の導入について、電子入札については、各課において見直しを行い、入札の活用と合わせて検討する。 また、監理室に随意契約を除き、契約締結事務全般について一元的に管理し、適正な事務遂行を実現する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(4)-①-C	水道局・下水道部門 の統合(上下水道の一元管理)	水道局 下水道課	水道局と下水道課を部門統合して一元管理することで、スケールメリットによる事務の効率化と、窓口の一本化による市民サービスの向上を実現する。	水道事業、工業用水道事業は、公営企業法の全部適用により事業管理者による管理運営を行っている。一方、下水道事業は、公営企業法の一部適用(財務適用)により市長による管理運営を行っている。	水道局と下水道課を部門統合して一元管理することで、事務の効率化に伴う人件費、物件費等経費の削減と、窓口の一本化に伴う市民の利便性向上を図る。水道事業、工業用水道事業及び下水道事業を全て公営企業法の全部適用として事業管理者による一元管理とするのか、下水道事業は現行の一部適用を継続し市長管理のまま事務を一元処理するのかなど、詳細な内容及び実施時期等について、平成19年度以降検討していく。	検討	検討	検討	検討	検討	検討

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行政運営システムの構築 (4) 組織体制の改革 ② 横軸連携型組織体制の構築

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現状	取組内容	取組年度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
2) - (4) - ② - A	部門横断的な問題解決に対する体制づくり	人事課 企画課 行政改革課	複数の部署にまたがる行政課題に対し、部門横断的な連携体制を早急に整え、迅速かつ適切な対応を行う。	縦割りの組織機構となっており、部門横断的に複数課で対応すべき行政課題に対し、主管となつて関係課を調整する機能を有する部署がない。また、職員が意識的に、複数課の連携体制による課題解決や、所管事務ではないプロジェクトなどへの参加等について、モチベーションが低い点はある。ただし例外として、災害緊急時における防災対策については、従来から密な役割分担と連携協力体制が確立している。	社会経済情勢の変化や地方分権の推進に伴い、年々複雑かつ増大化する市民ニーズに、適切かつ迅速に対応することを目的に、縦割りの組織機構にとらわれず、部門横断的な連携協力体制を調整する機能を新設する。併せて、連携協力がスムーズに行われ、最大限の効果を発揮できるよう、職員の意識改革にも取り組んでいく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続
2) - (4) - ② - B	災害等緊急時の防災体制の充実	総務課 消防本部 関係各課	災害等の緊急時に、行政として迅速かつ的確な対応ができる体制を瞬時に整える。	緊急時に備え関係各課の役割分担と行動内容を、予め細部におつたり取り決めていく。これに基づき、災害発生の際には、各人が統一された意識のもと適切に行動している。	近年における自然災害の増大化や、生活スタイルの変化等に伴う災害時の住民ニーズの多様化に対応するため、従来にもまして迅速かつ的確な防災体制を整えられるよう、職員意識の徹底と常日頃からの準備を充実させていく。	継続	継続	継続	継続	継続	継続

行政改革大綱見直し&アクションプラン策定 スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
企画課		要綱等の整備・実態把握		素案の作成		
幹事会					幹事会の開催	
審議会						報酬の予算要求 委員公募
行革P					第1回	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画課						全協 公表
幹事会	幹事会の開催					
審議会	委員選定		第1回	第2回	第3回	第4回
行革P	第2回					第3回

	国	世界	山陽小野田市
平成16年度 (2004年度)	三位一体の改革 ・国庫補助負担金の改革(4兆円超の国庫補助負担金の削減) ・国から地方への税源移譲(約3兆円の税源移譲) ・地方交付税の改革(5兆円超の地方交付税等総額の削減)		
平成19年度 (2007年度)	地方分権改革推進法(第二期地方分権改革)(平成18年12月制定・平成19年4月施行) (1)地方公共団体への権限移譲の推進 (2)地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務づけの整理合理化 (3)地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理合理化 参議院選挙で民主党圧勝 第一次安倍内閣発足 郵政民営化	サブプライムローンを引き金として世界同時不況が勃発	第一次山陽小野田市総合計画を策定 債権特別対策室を設置 国道2号 厚狭・埴生バイパス開通
平成20年度 (2008年度)	ガソリン高騰 180円台 不況による製造業派遣切りで年越し派遣村	リーマンブラザーズ破綻 世界同時株安へ 北京オリンピック オバマ政権発足	中央図書館長を民間人から起用 ふるさと納税開始 学校耐震化開始
平成21年度 (2009年度)	九州北部・中国地方豪雨災害 衆院議員選挙で民主党が勝利 事業仕訳 地域主権改革(平成21年11月～平成24年12月) (1)義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (2)基礎自治体への権限移譲 (3)補助金の一括交付金化	新型インフルエンザ流行 インドネシアジャワ島で地震(マグニチュード7.0) チリで地震(マグニチュード8.8) ギリシャの財政危機が表面化	市長選挙(2期目) 7月21日豪雨災害 市議会選挙 住宅リフォーム助成事業開始 水道事業管理者を民間人から起用
平成22年度 (2010年度)	東日本大震災(マグニチュード9.0) 参議院選挙で民主党大敗	上海万博開催 ワールドカップ南アフリカ大会	文化会館長を民間人から起用 7月15日厚狭川氾濫 女性の日創設 山口国体リハーサル大会
平成23年度 (2011年度)	テレビアナログ放送終了 管内閣総辞職 日本人の人口が1970年以降で初めて減少	世界人口が70億人突破	パスポートセンター開設 山口国体開催 転入奨励金制度を開始 自治基本条例制定 FMサンサンきらら開局
平成24年度 (2012年度)	総選挙で民主党圧勝 第二次安倍内閣発足	ロンドンオリンピック インドネシアスマトラ島で地震(マグニチュード8.7) ソロモン諸島沖で地震(マグニチュード8.0)	宇部・山陽小野田消防組合が発足 厚陽小中学校新校舎が完成 男女共同参画都市を宣言

1 分権型社会に対応した自治体のあり方

(1) 協働と参画による行財政運営

① 市民参画の推進とその方法

1-(1)-①-A

項目名	自治基本条例に基づいたまちづくり					
担当部署	企画課					
意図・効果	市民一人ひとりがまちづくりに参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことにより、先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちた山陽小野田市を、「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていく。					
平成24年度までの取組内容	自治基本条例をつくる会・・・平成19年4月から平成22年3月まで88回開催 自治基本条例フォーラム・・・平成20年7月開催 約200名の参加があった 市役所内プロジェクトチーム・・・平成22年4月から平成22年9月まで9回開催 パブリックコメント・・・平成22年12月に実施 11件の意見の提出があった 自治基本条例審査特別委員会・・・平成23年3月から平成23年12月まで16回開催 平成24年1月1日付で山陽小野田市自治基本条例を施行 (議会でも平成21年12月から平成24年3月まで52回の委員会を経て、平成24年4月1日付で「山陽小野田市議会基本条例」を施行した。)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	着手	検討	検討	検討	完了	継続
平成25年度以降の取組内容	平成24年1月1日付で施行した自治基本条例に基づいて、他の条例又は規則の制定又は改廃に当たってはこの条例の趣旨を生かして、「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、まちづくりに取り組む。社会経済状況の変化等に応じて、5年を超えない期間ごとに条例の見直しを検討していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	見直し	実施		

1-(1)-①-B

項目名	市民意見公募(パブリックコメント)の実施					
担当部署	企画課、関係各課					
意図・効果	市民サービスに直接影響を及ぼす基本的な行政事項について、その決定過程で広く市民の意見を聴取し、行政運営に反映させる。					
平成24年度までの取組内容	要綱に従って広報紙やホームページでパブリックコメントを実施している。対象となる案件は、市の基本構想及び施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定・改定や、市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例の制定・改廃等である。実施については、庁議に諮った後に決裁処理をしている。 パブリックコメントにかけた件数と提案のあった意見の件数は以下のとおり。 平成19年度:6件・257件、平成20年度:7件・37件、平成21年度:4件・12件 平成22年度:2件・22件、平成23年度:8件・5件、平成24年度:5件・36件					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	継続	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	現行の市民意見公募(パブリックコメント)制度を適正に実施することで、市民の市政への参加を促進する。また、市の政策形成過程における透明性、公正性の確保を図り、市民への説明責任を果たして、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく。 制度を適用する案件については、市民への適正な情報提供を行い、情報を得る機会を確保するように努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(1)-①-C

項目名	提案型公共サービス民営化の実施					
担当部署	企画課					
意図・効果	公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間事業者任せることにより、行政のスリム化、効率化を実現し、公共における民間と行政の役割分担を根本的に見直し、民間の創意工夫を活かすことで、充実した質の高いサービスの展開を目指す。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度 事務リスト作成のための資料とすべく、各課あてに制度移行に関する調査を実施 平成21年3月 民間活用推進指針を策定					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	指針策定				
平成25年度以降の取組内容	他市の先進事例を調査し関係各課に情報提供するとともに、実施についての意向調査を行い、本市が実施している事務、施策、事業について民営化が有益なものがあるか等を検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	準備	調査				

1-(1)-①-D

項目名	住民投票条例の活用					
担当部署	総務課					
意図・効果	地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、常に市民の意思を問うことのできる環境を整える。					
平成24年度までの取組内容	平成24年度に「次回の一般選挙から市議会議員の定数を20人以下とすることの賛否を問う住民投票」の実施の市民請求があり、平成25年度に実施されたが、投票した者の総数が投票資格者数の2分の1に満たないため、山陽小野田市住民投票条例第13条第1項の規定により、不成立となった。 これに伴い、永住外国人の方への周知を図り、投票資格者名簿への登録者数が増加した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	住民投票条例を適切に運用することにより、市民の意思を市政に的確に反映していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続			

1-(1)-①-E

項目名	まちづくり市民会議の開催、充実					
担当部署	生活安全課					
意図・効果	まちづくりを進めるにあたっての課題について調査・検討を行い、市民の視点から意見を述べ提言を行う場として、まちづくり市民会議を開催する。					
平成24年度までの取組内容	平成24年度までに11の部会(市教育施設の使用料部会・市の名称部会・市民まつり部会・ごみ処理対策部会・総合計画部会・太平洋セメント住吉社宅検討部会・バイオマス推進部会・市民活動支援センター構想部会・合併特例債活用事業検討部会・基本計画見直し検討部会・デマンド交通検討部会)を設置した。のべ199名の委員が参加し、計61回の会議を開催した。いずれからも市の施策に対する貴重な提言を受けている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市政全般における各種課題について、必要に応じて「まちづくり市民会議」を開催することで、行政主導ではない市民の意思による市民主体のまちづくりを推進していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(1)-①-F

項目名	提言箱、メール等による意見聴取					
担当部署	生活安全課					
意図・効果	不特定多数の市民の声に耳を傾け、その想いを行政に反映させるシステムとして、提言箱やメールを媒体にした意見聴取を行う。					
平成24年度までの取組内容	市内の公共施設24か所に提言箱を設置している。 提言箱およびメールによる提言、要望、苦情等は件数こそ少ないものの、直接、来庁、電話できない場合のツールとして貴重な役割を果たしている。 実績件数は以下のとおり 平成19年度 298件、平成20年度 297件、平成21年度 306件 平成22年度 244件、平成23年度 192件 平成24年度 197件					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市内の公共施設に提言箱を設置して、行政について気づいたことや感じたことを気軽に提言できる環境づくりを整える。また、ホームページを利用してメールによる提言も常時受け付ける。これにより市民の声に耳を傾け、市民の想いを尊重する「行政の耳」ともいえる機能を充実し、有効な意見や提言については、積極的に行政運営に取り入れていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

② NPO等市民団体との協働

1-(1)-②-A

項目名	活動拠点としての市民活動支援センターの設置検討					
担当部署	協働推進課					
意図・効果	市民の自主的な活動に対して一層の推進を図り、官民協働に基づく市政運営を進めることを目的に、様々な活動や情報交換の場となるような市民活動支援センターを設置する。					
平成24年度までの取組内容	市内の市民活動団体に対してアンケート調査を行った。 また、まちづくり市民会議「市民活動支援センター構想部会」により検討を重ねた。 具体的な設置場所についても検討したが、決定に至っていない。 今後、他市の新設事例を参考に調査・研究を続ける。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	市民会議	基本方針	検討	検討	検討
平成25年度以降の取組内容	市民の自主的な活動を促進し、行政依存型からの自立と団体育成を目的として、市民活動支援センターの設置について検討する。 具体的には、先進地の事例を検証して、管理運営体制や財政的支援等について検討を行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

1-(1)-②-B

項目名	ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援					
担当部署	協働推進課、関係各課					
意図・効果	社会経済情勢の変化により、市民の価値観が多様化し、地域の課題が複雑化している中、ボランティアやNPOなど自主的な市民活動のノウハウと活力を、市民参画として行政運営に反映する。 そして、市民本位による身近な行政の確立と、財政運営の効率化を行う。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度 市民活動ガイドブックを作成 平成21年度 市民活動推進基本方針を作成					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	検討	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市民が自らの価値観や信念等に基づき、コミュニティーへの貢献を目的に自発的に行う市民活動について、その育成と活動支援を行う。 「市民活動推進基本方針」に基づき、ボランティアやNPOなどのサービス提供側と、行政や市民利用者などのサービス需要側の状況を把握して、両者を調整する。 市が事務局を持っている団体の事務の内容を洗い出して、自立が可能なものについては、自立に向けての支援を行っていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

③ 審議会等の見直し

1-(1)-③-A

項目名	既存審議会の条例、規則等の見直し					
担当部署	関係各課					
意図・効果	行政運営や政策決定に参画する審議会等の会議に、広く市民が参加できるようなシステムを構築することにより、市民と行政との協働のまちづくりを推進する。					
平成24年度までの取組内容	条例及び規則で規定する審議会のうち、10の審議会に公募市民の枠を、6の審議会に「市民」「住民」の枠を設けている。 その他、まちづくり市民会議設置要綱等でも公募市民の枠を設けて、政策の企画段階から市民が参加できる体制づくりに努めている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	審議会や各種の会議について、委員の一般公募枠を設け、政策決定過程に市民参画を促進していく。また、既存の審議会における市民公募枠の拡大も検討する。 さらに、要綱等により設置されている委員会等について見直しを行い、必要があれば条例・規則を整備するなど適正な事務処理をしていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

④ 市民、職員の意識醸成促進

1-(1)-④-A

項目名	シンポジウム・パネルディスカッション等の開催					
担当部署	関係各課					
意図・効果	民間講師によるシンポジウムや市民パネリストによるパネルディスカッションを通じ、市民の行政への理解度と参加意欲を高める。					
平成24年度までの取組内容	平成20年7月 自治基本条例フォーラムを開催。約200名が参加。 平成22年10月 市民環境フォーラムを開催。約200名が参加。 平成24年5月 未来フォーラムを開催。約150名が参加。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	行政運営について市民と行政が共に学び共通理解を促進する場と、共に議論し方向性を見出せる場を、必要に応じて提供していく。 具体的には、市民の関心のある行政事項について、行政からの情報提供と併せて、民間講師によるシンポジウムや市民パネリストによるパネルディスカッション等を開催する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(2) 説明責任の遂行と透明性の向上

① 市民との情報共有化の推進

1-(2)-①-A

項目名	広報紙・ホームページの充実					
担当部署	総務課					
意図・効果	広報紙とホームページを充実し、行政情報を共有化することにより、市民との協働のまちづくりのための基盤をつくる。利用者にとっては、利用しやすい、役に立つものとなるよう、その機能を最大限に活用し、発信情報の充実を図る。ホームページについては、紙媒体(広報紙)にはない速報性、双方向性を生かした情報発信に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成21年度に広報紙及びホームページに関連する市民アンケートを実施。その結果を踏まえて平成22年3月1日号から広報紙を全面的にリニューアルしレイアウトやデザインなどを工夫し多くの市民に読んでもらえる紙面づくりに取り組み、内容の充実に努めてきた。DTP(デスクトップパブリッシング)を導入し、作業工程を短縮するとともに印刷コストを削減することができた。一方、ホームページについては平成23年4月に全面的にリニューアルし、情報の分類の見直しと整理を図り、利用者にとっては、利用しやすい、役に立つホームページに改善した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	実施(広報)	準備	実施(HP)	継続
平成25年度以降の取組内容	広報紙を月2回発行し、広報掲載基準に基づき行政情報を適切かつ効率的に提供できるよう努める。掲載内容については、単なるお知らせに終始せず、問題提起や市政方針の解説を掲載するなど内容の充実に取り組む。掲載方法については、多くの市民に読んでもらえる紙面づくりに取り組む。 ホームページについては、適切なバージョンアップ等に対応し、発信情報の充実を図る。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-①-B

項目名	情報公開・個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い					
担当部署	総務課、関係各課					
意図・効果	情報公開、個人情報保護制度を充実させるとともに、適正な取扱いをすることで、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を促進する。					
平成24年度までの取組内容	情報公開については、工事に関する設計書の公開請求が増加する中で、担当課に対し適正な対応を求めた。 個人情報保護制度については、特に病院局において自動車保険の保険金請求手続に係る診療録の開示手続について適正な対応を求めた。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市民の情報公開請求に対する迅速かつ適切な対応が、市政への関心を高めることに寄与することから、開示適否の決定を迅速に行う。 また、個人情報保護に対する職員の意識をより一層向上させ、研修の実施やマニュアルの作成により適正な事務処理を徹底していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-①-C

項目名	公共施設における市議会の完全中継					
担当部署	議会事務局					
意図・効果	市役所、総合事務所、公民館など公共施設において、重要な市政情報である議会の本会議すべてを視聴することができる。					
平成24年度までの取組内容	平成23年12月定例会からは、本会議全てを中継。 視聴者数の実績件数は以下のとおり 平成19年度 986人、平成20年度 865人、平成21年度 1,036人 平成22年度 906人、平成23年度 1,248人、平成24年度 1,743人					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	準備	実施(一般質問)	継続	実施(本会議)	継続
平成25年度以降の取組内容	政策の最終決定過程である市議会について、一般質問の質疑応答だけでなく、議案説明や討論、採決の状況も含めて完全中継する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-①-D

項目名	自宅等における市議会視聴の実現					
担当部署	議会事務局					
意図・効果	市民が自宅や仕事場において、市議会の審議状況を視聴できる環境を整備する。					
平成24年度までの取組内容	平成21年12月定例会から、市議会の一般質問の映像をインターネットにより配信。 平成23年12月定例会からは、本会議全てをインターネット配信。 インターネットによる視聴者数の実績件数は以下のとおり。(生中継と録画中継含む) 平成21年度 5,234人 平成22年度 5,614人 平成23年度 4,361人、平成24年度 2,559人					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	準備	実施(一般質問)	継続	実施(本会議)	継続
平成25年度以降の取組内容	市民が自宅や仕事場などにおいて手軽に市議会を視聴できる環境づくりを目的に、インターネットによる配信を行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-①-E

項目名	審議会等会議の公開					
担当部署	関係各課					
意図・効果	行政運営や政策内容を協議する各種審議会や委員会等について、市民の傍聴を可能とし、会議録も公開することにより、市民の市政への関心を高め、行政の透明性を確保する。					
平成24年度までの取組内容	平成21年11月6日に「山陽小野田市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開に関する要綱」を制定した。 この中で会議を公開すること及び議事録を公表することを定め、政策形成過程からの市民の市政への参画を促進するとともに、市政の公正の確保と透明性の一層の向上に努めている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市議会関連会議のみならず、行政の方向性や政策を決定する各種審議会等の会議について、市民の傍聴を可能とし、また会議録を公開することで、行政の透明性を高め、市民の市政への関心を高めていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-①-F

項目名	対話の日・市政説明会の開催					
担当部署	生活安全課					
意図・効果	市民に対し、新鮮でありのままの行政情報を分かりやすく提供する。併せて、直接対話により具体的な市民の想いを把握し、行政運営に反映させる。					
平成24年度までの取組内容	対話の日は、平成24年度までに115回開催し3,246人が参加。市町合併以降、この年までに市内の全自治会を一巡した。 市政説明会は、平成24年度までに4つの重要な案件において、計33回開催し、1,221人の参加があった。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	平成25年度は、火葬場建設、学校給食施設、厚狭地区公共施設、埴生地区公共施設をテーマとして12校区で市政説明会を開催した。 市民が行政に関心をもち、行政を身近なものと感じて、自分も何らかのかたちで参加してみようという気持ちになれるよう、対話の日や市政説明会を開催する。 特に、市政説明会については説明事項を拡大して、単に結果報告ではなく、行政の意思決定過程における市民への情報提供と意見聴取の場としての機能も付与していく。 いずれも、開催方法については随時検討が必要である。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-①-G

項目名	出前講座の開催及び講座内容の充実					
担当部署	生活安全課					
意図・効果	様々な団体が情報を受ける場の提供として、職員が積極的に向いて行政について説明する出前講座を実施する。					
平成24年度までの取組内容	平成24年度までに369回の出前講座を実施し、のべ12,603人の受講があった。市政の内容を直接市民に伝える場として成果を上げている。 8分野48講座をメニュー設定している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	出前講座のメニューを充実し、細部にわたる行政情報の提供に努める。さらに対象団体に合った分かりやすい説明ができるよう職員研修を充実していく。 また、講座メニューによっては公共として積極的に啓発すべき内容のものも多々あるので、呼ばれたら行くという「待ち」の姿勢だけではなく、積極的な情報提供に努め、行政と市民との距離感を縮めていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

② 様々な行財政情報の公開

1-(2)-②-A

項目名	財政計画・バランスシート・行政コスト計算書等の作成公表					
担当部署	財政課					
意図・効果	本市の実情に即した中長期的な財政計画を作成して公表する。さらには、企業会計手法による財務分析結果を公表することで、行政と市民が財政実情に対する認識を共有する。					
平成24年度までの取組内容	財政計画については、平成19年度に当初計画(平成20年～平成29年)を策定したが、その後の景気動向や国の制度変更等を勘案し、平成22年度に改定を行った。 また、バランスシートや行政コスト計算書は、総務省の示す総務省方式改訂モデルを採用し、平成19年度から財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算表、純資産変動計算書、資金収支計算書(キャッシュフロー計算書))を作成している。 財政計画、財務諸表とも、市ホームページにより公表している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	見直し	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	本市の実情に即して中長期的な収支見通しを示した財政計画を作成し、その内容をわかりやすく公表する。また、景気の動向、地方財政計画及び国・県の制度改革等に伴う定期的な見直しを行い、より身近で現実的な財政計画であるよう配慮する。 さらに、バランスシートや行政コスト計算書等を作成することで、資産や負債といった自治体のストック情報と、性質別経費ごとのコスト情報を明らかにし、その内容を公表する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	継続	継続	継続		

1-(2)-②-B

項目名	予算・決算状況のわかりやすい公表					
担当部署	財政課					
意図・効果	予算・決算の状況及び財政運営の状況等をわかりやすく公表し、本市財政状況に対する市民の関心と理解を高揚させる。					
平成24年度までの取組内容	毎年度、4月は「新年度予算の状況と財政運営方針」、7月は前年度10月から3月までの「下半期予算執行状況」、11月には当該年度4月から9月までの「上半期予算執行状況」と「前年度決算の状況」を公表している。 文字と数字だけでなく、図やグラフの活用、また「一般的な世帯の家計簿」に例えて表現するなど、解りやすい工夫を凝らしている。 また、出納閉鎖期間(4月～5月)の考え方は、用語説明などを添えて説明している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	山陽小野田市財政状況の公表に関する条例(平成17年3月22日施行)に基づき、予算・決算状況を公表する。図や表を用いて、読みやすく理解しやすい内容になるよう努めていく。 また、公表時には前年度決算が確定しているにもかかわらず、出納閉鎖期間(4月～5月)の歳入歳出分が含まれておらず誤解を招きやすい7月の公表については、決算は確定しているが市議会による決算審議の前であるということに配慮しつつ、出納閉鎖期間の歳入歳出状況を市民が理解できるような内容で公表する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-②-C

項目名	予算編成過程・事業進捗状況等の公表					
担当部署	財政課					
意図・効果	予算編成の状況や事業進捗の状況等をできるだけ頻繁に公表することで、開かれた行政を実現する。					
平成24年度までの取組内容	予算編成過程の公表については、編成方針や主要事業、歳入歳出の状況を記載した「予算概要」を作成し、予算査定終了後に公開している。 予算編成時の事業の査定状況等の公表については、その過程が内部の意思決定過程にあることから困難と考え、公表していない。 事業の進捗状況の公表については、地方自治法の規定による「上半期・下半期予算執行状況」による公表において、繰越事業をも含めた事業において公表している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	一部実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	予算編成の状況や事業進捗の状況については、分かりやすい公表に努める。 また、継続事業等の進捗状況についても事業評価を行い公表する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-②-D

項目名	総合的な定員適正化計画の作成公表及び適正な定員管理の実施					
担当部署	人事課、病院局、水道局					
意図・効果	本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営に必要な適正職員数を常に把握する。そして、適正な定員管理計画を作成し人事管理を行っていく。					
平成24年度までの取組内容	平成19年3月に策定した当初計画(平成22年度まで)の目標数値と実職員数に大幅な乖離があったため、「第二次山陽小野田市定員適正化計画」で平成23年度以降の数値目標を再検討した。また、宇部・山陽小野田市消防組合の設立に伴い、平成24年度以降は消防職員数を減じた。 年度:数値目標(実際の職員数) H19:1,008人(1,005人)、H20:1,003人(926人)、H21:988人(885人)、H22:977人(849人)、H23:842人(835人)、H24:733人(733人) ※平成23年度→平成24年度は消防組合設立による消防職員の減があった。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	見直し	実施	継続
平成25年度以降の取組内容	公共施設の統廃合や管理運営体制の見直しなどを行いながら、行政運営形態の変化に対応し、定員適正化計画に基づく適正な人事管理を行う。 社会経済情勢の変化に伴う行政需要や市民ニーズの複雑化、多様化に迅速に対応できる行政経営が実現できるよう、新たな新市建設計画に伴う財政計画に連動して、定員適正化計画の見直しを行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	実施	継続	継続		

1-(2)-②-E

項目名	職員給与状況等人事運営についての公表					
担当部署	人事課、病院局、水道局					
意図・効果	職員給与状況を含めた人事行政運営等の状況について、水道局及び病院局の状況も含め、毎年度市民に対し、迅速にわかりやすく公表する。					
平成24年度までの取組内容	市公式ホームページ[市政情報→人事・採用→人事制度→人事公表資料(人事課)]及び広報さんようおのだ(毎年3月)において、人事行政の運営状況について公表している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	広報紙及びホームページで人事行政について公表する。可能な限り迅速で解りやすい公表に努める。 その内容は、病院局・水道局も含め本市全体の人事行政の運営状況を掲載することとし、国が示した様式を活用しつつ、グラフを多用するなど見やすい紙面づくりに心がける。併せて、専門用語の説明を加える等わかりやすい内容にしていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-②-F

項目名	行政評価の公表					
担当部署	企画課					
意図・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・業務の改善(市民サービスの質の向上と効率化) ・市民へのアカウントビリティの確保 ・職員の意識改革、能力向上 ・厳しい財政状況の中で、真に必要な行政サービスを持続的に提供していき、「活力ある住み良さ創造都市」の実現に努める。 					
平成24年度までの取組内容	事務事業評価(ホームページ上で公表) 平成20年度実施事業 試行実施。平成22年度に公表。323事業。 平成21年度実施事業 継続。平成23年度に公表。533事業。 平成22年度実施事業 様式を改正して本格実施。平成24年度に公表。583事業。 平成23年度実施事業 二次評価も実施。平成24年度に公表。651事業。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	試行実施	継続	継続	見直し	継続
平成25年度以降の取組内容	これまで計画と実施を繰り返し行っていた行政の仕事の流れにPDCAサイクルを取り入れ、事業の目的と対象や手段を明確にするとともに、目標を立て、その結果を把握するとともに、その成果を検証することで、事業や業務の課題や問題点を見出すことで、その改善策を次年度の事業の計画と実施に役立てる。評価結果については、ホームページ上で公表する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-②-G

項目名	外部監査システムの検討					
担当部署	監査委員事務局					
意図・効果	地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、外部監査制度を導入することで、監査機能の独立性と専門性の向上を図り、監査機能に対する住民の信頼性の向上が期待できる。					
平成24年度までの取組内容	外部監査制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体の行政運営に関して弁護士や公認会計士等の外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度である。 導入の背景として、地方分権の推進に伴い地方公共団体自らのチェック機能の強化が必要になったことなどがあげられるが、制度運営のためには相当の費用が必要となる。 平成17年以降、民間経営者を監査委員に任命し、民間の目線による監査を行っている。 現在、監査委員制度については国において制度改革が検討されており、国の動向を踏まえながら費用対効果を含めて外部監査制度の導入を検討している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討	検討	検討	検討	検討
平成25年度以降の取組内容	本市では外部監査制度を導入しなければならない法的義務はない。しかしながら、監査機能の独立性、専門性及び信頼性の向上の観点から、外部監査によるメリットはあると思われる。導入に際し新たな経費負担を生じることから、当面は、外部監査することを請求・要求されたテーマのみを取扱う「個別外部監査」の導入について検討する。それまでは現在の監査委員体制による監査を続ける。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

1-(2)-②-H

項目名	公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表					
担当部署	財政課					
意図・効果	将来にわたる財政負担を伴う公債費及び債務負担行為等について、適正な財政運営に資するよう計画を作成し公表する。					
平成24年度までの取組内容	実質公債費比率(3ヶ年平均)は、平成21年度決算数値において17.4%であり、地方債の発行に伴う公債費負担計画は作成の必要がなくなった。 平成22年度以降も、数値は年々減少している。 (平成23年度 16.1%、平成24年度 15.3%)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	見直し		見直し(完了)		
平成25年度以降の取組内容						
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		

2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

(1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築

① 行政評価システムの構築

2-(1)-①-A

項目名	事務事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選					
担当部署	企画課					
意図・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・業務の改善(市民サービスの質の向上と効率化) ・市民へのアカウントビリティの確保 ・職員の意識改革、能力向上 ・限られた財源の中で、真に必要な行政サービスを持続的に提供するために、適切な事業評価を行い、「活力ある住み良さ創造都市」の実現に努める。 					
平成24年度までの取組内容	平成20年度実施事業から事務事業評価を試行実施、平成22年度実施事業からは様式を改正し本格実施。総合計画の体系に基づいて評価を行う仕組みや、活動指標や成果指標から事業の達成度を図る仕組みを取り入れた。評価の対象は経常的経費を伴う事業、臨時的経費を伴う事業の全事業とし、人件費も含めた事業費による評価を行っている。平成23年度実施事業からは、一次評価に加えて、部内の部長・課長級職員による二次評価も行っている。これらの事後評価に加えて、実施計画の作成による事前評価を行い、実施事業の厳選に努めている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	試行実施	継続	継続	見直し	継続
平成25年度以降の取組内容	これまで計画と実施を繰り返し行っていた行政の仕事の流れにPDCAサイクルを取り入れ、事業の目的と対象や手段を明確にするとともに、目標を立て、その結果を把握するとともに、その成果を検証することで、事業や業務の課題や問題点を見出すことで、その改善策を次年度の事業の計画と実施に役立てる。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	継続	継続	継続		

② 施策別枠配分予算への移行

2-(1)-②-A

項目名	減価償却・維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化					
担当部署	財政課					
意図・効果	現金主義の単年度予算・決算には概念のない減価償却費等を考慮して算出した施策・事業コストと、その財源構成を明らかにすることで、各施策・各事業の効率化を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度決算以降財務諸表を作成しており、この中で行政コスト計算書も作成している。行政コスト計算書は、資産形成に結びつかない行政サービスにかかる経費と、対価としての財源を対比させ、目的別行政コスト・性質別行政コストを示している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	減価償却費、人件費、維持管理費等を含めた施策別・事業別のコスト計算書を作成することで、各施策、各事業に要するコストを明確にする。また、受益者一人当たりの単位コストについて明らかにする。 これにより費用対効果、受益者負担の観点から、事務コストを再考することができ、施策・事業の取捨選択に役立てることができる。また、特定の施策や事業によっては、そのコスト内容を公表することで、市税など市民の一般財源負担に基づく対価(市民サービス)に係る理解度を深めていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(1)-②-B

項目名	枠配分型予算編成方式の導入					
担当部署	財政課					
意図・効果	予算編成を歳出主導から歳入主導に転換し、確保できる歳入の範囲内で歳出予算を調整していく。これにより、直面する大変厳しい財政状況に対応するとともに、市民の理解と協働に基づいた予算編成を実施する。					
平成24年度までの取組内容	枠配分型予算編成方式については、経常的経費について平成20年度予算編成から導入し、各担当課の主体性を生かした予算編成と、編成作業の効率化を図ってきた。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	予め見込める一般財源歳入額を算出し、その金額を歳出目的別に枠配分する。配分された各部署は、市長の行財政運営方針を尊重し、特定財源を模索しながら、配分された一般財源の範囲内で施策・事業の見直しを行って歳出を調整する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(1)-②-C

項目名	次年度行財政運営方針及び予算編成方針に基づく予算編成					
担当部署	企画課、財政課					
意図・効果	次年度行財政運営方針及び予算編成方針に基づいて予算編成作業を行い、「最小の経費で最大の効果を挙げる」効率的な予算編成を実現する。					
平成24年度までの取組内容	予算編成については、9月中旬頃から11月にかけて、自主財源の状況を把握しつつ、枠配分型予算編成により経常的経費を精査する。 更に、11月中旬に予算の調製方針を決定し、臨時・投資的経費について、実施計画の評価に基づく要求のヒアリングを行い、その後、調整・査定を行っている。 予算編成方針等については、予算査定終了後にホームページ等に掲載し、可能な限り周知に努めている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	限られた財源を有効に活用し、必要などころに必要な予算を配分するため、行財政運営方針及び予算編成方針に基づいて予算編成を行う。 また、行財政運営方針及び予算編成方針については広報紙やホームページ等で公表し、行政運営に対する市民の関心と理解を深める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(2) 財政健全化の推進

① 内部事務経費の削減

2-(2)-①-A

項目名	出資法人等について脱会を含めた見直し					
担当部署	財政課、関係各課					
意図・効果	各種団体への出資金・出捐金や、本市が構成員となっている団体への応分負担的な出資金について、地方公共団体としての適正な出資であるかを検証して見直しを行う。					
平成24年度までの取組内容	各担当課においては、他の出資団体と協議の上、出資の目的・必要性に応じて、費用対効果の検討がなされている。 全庁的には、平成19年12月と平成23年12月26日の地方自治法施行令改正時に、市が出資している法人等の出資の状況について調査を行った。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	継続	継続	継続	調査	継続
平成25年度以降の取組内容	出資による権利について、地方公共団体としての出資目的、必要性、出資金額に係る費用対効果等を勘案の上、必要最低限の出資に絞り込む。そして、経年経過による社会経済情勢の変化等により、出資の目的・必要性が曖昧になったものや、目的を達成したものなどは、積極的に出資金の回収に努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-①-B

項目名	公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成					
担当部署	企画課					
意図・効果	市にとって真に必要な公共施設のみを保有し、市民ニーズの変化により不要となる施設や稼働率の低い施設については、統廃合を含めて検討する。 そのうえで、現在の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に切り替え、施設の延命化に努め最適な維持管理を行うことにより、財政運営の健全化に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成18年度 公共施設統廃合検討プロジェクトを設置し、すべての公共施設についてその必要性や効率的な管理運営手法等について検討した。これにより、指定管理者制度の導入や施設の民営化及び廃止が実現した。 平成20年度には、市内の公共施設について適切な維持管理方法及び効率的な予算執行を行うため、公共施設維持管理検討委員会を組織した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		委員会設置	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	①各課が管理する施設台帳を取りまとめてデータの一元化を図る。 ②山陽小野田市が保有するに相応しい施設保有量を判断し、今後の施設経営の指針となるものを作成する。 ③施設の設置目的や稼働率等から個別の施設について必要性を検討する。場合によっては施設の統廃合、民営化及び売却も検討する。 ④全庁的に統一した施設管理を行うための施設情報のデータベース化に取り組む。					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
平成25年度からの取組予定	現状把握	計画策定				

2-(2)-①-C

項目名	公共施設における指定管理者制度の適切な管理・運営					
担当部署	企画課					
意図・効果	公共施設の管理運営について、民間の活力とノウハウを利活用することで市民サービスを向上させ、併せて管理運営経費の削減を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成18年度に21施設、19年度に2施設、平成20年度に1施設、平成21年度に16施設、平成25年度に1施設において指定管理者制度を導入した。 平成25年4月1日時点で36施設に指定管理者制度を導入している(公園:1施設⇔62施設)。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	既に指定管理者制度を導入している施設については、適切なモニタリングを実施することにより、指定管理者制度の継続が適切かどうかを判断し、適切な管理運営を行う。 現時点で指定管理者制度を導入していない施設については、指定管理者制度の導入により、サービスの面や経費の面でメリットが生じるかどうかを判断し、適切な管理運営を行う。					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
平成25年度からの取組予定	継続	継続	継続			

2-(2)-①-D

項目名	アウトソーシング計画の作成					
担当部署	企画課					
意図・効果	公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間事業者任せにすることで、行政のスリム化、効率化を実現する。					
平成24年度までの取組内容	平成20年1月に「提案型公共サービス民営化制度への意向に関する調査」を実施した。 平成21年3月に「民間活用推進指針」を策定した。 その後、アウトソーシングについては進んでいない。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	指針策定				
平成25年度以降の取組内容	市が実施している事務、施策、事業のうち、法的に行政が直接実施しなければならないものや、個人情報保護の観点から外注が適当でないもの等を除いて、質・価格の両面で優れた民間業者に積極的にアウトソーシング(外部発注)していく。 平成21年3月に策定した「民間活用推進指針」に基づき、市民サービスの維持向上と行政実務の効率化に寄与するものについてアウトソーシング計画を作成し、アウトソーシングを進めていく。他まずは市の先進事例を調査し関係各課に情報提供し、本市が実施している事務、施策、事業について民営化が有益なものがあるか等を検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	準備	調査				

2-(2)-①-E

項目名	事務コスト削減の徹底					
担当部署	企画課、財政課					
意図・効果	事務事業を効率化するとともに、全庁的な連携と創意工夫によりコストを削減することで、歳出を抑制する。					
平成24年度までの取組内容	財政課においては、全庁的な自家用電気工作物設備保守や消防設備点検業務の一括契約、一括請求事務を行っている。また、燃料については、石油商業組合と一括的に単価契約を行い、市況価格の動向に併せてその都度変更契約を行っている。また燃料を大量に使用する施設については、見積合わせによる納入業者・納入単価の決定を行い、市況価格の動向に併せてその都度変更契約を行うことで、事務経費を削減してきた。 平成19年3月 歳出削減の徹底について各課に通知。電源OFF!!チェックリストを作成。 平成19年度 コピー用紙の一括購入契約を実施。 平成21年度 事務用品の単価契約購入を実施。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	コピー用紙一括契約	見直し	事務用品単価契約	見直し	見直し	見直し
平成25年度以降の取組内容	コスト削減意識の高揚と全庁的な連携による歳出削減に取り組む。 具体的には、複数課にまたがる歳出経費(電気代、水道料、電話代、電気設備保守等)について、一括契約、一括請求による事務経費削減の検討を行う。 電気使用機器の使用や節電意識の啓発については、これまでの取組みを継続するとともに、個人の電気機器使用制限などにこれまで以上に積極的に取り組んでいく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続			

2-(2)-①-F

項目名	補助金支出基準の作成					
担当部署	財政課					
意図・効果	各種団体等に対する運営補助金や各種事業に対する事業補助金について、統一的な基準に基づき適正な支出をしていく。					
平成24年度までの取組内容	補助金支出基準については、平成20年1月に「山陽小野田市補助金等交付基準」を作成した。補助金支出のうち、とりわけ団体運営補助については、担当課と各団体の決算・予算、事業計画等に基づき、補助金支出の考え方等の確認を行っている(原則3年ごと)。基準に基づく補助金額の見直しについては、随時実施している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	見直し	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	平成20年1月に作成した「山陽小野田市補助金等交付基準」に基づき、補助金の必要性や適正な支出について判断していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-①-G

項目名	電子決裁システムの導入検討					
担当部署	総務課、情報管理課					
意図・効果	電子決裁システムを導入し、公文書のデータ化を推進する。そして、事務の効率化、省資源・省スペース及び市民への情報提供の迅速化を図る。					
平成24年度までの取組内容	職員提案による文書管理システムを平成19年度から実施。電子決裁システムの導入については、費用対効果を考慮しながら、既に導入している県の活用状況も注視しながら、慎重に検討してきた。その結果、本システムの導入には、導入とその後の運用に多額の費用が必要であり、また、出先機関の少ない本市においては本システムの導入による大きなメリットが望めないと判断し、現時点での導入には至らなかった。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	検討	検討終了
平成25年度以降の取組内容						
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		

2-(2)-①-H

項目名	縁故債、一時借入金の借入利率に係る入札実施					
担当部署	財政課					
意図・効果	縁故債、一時借入金の借入利率を入札することにより、低利な借入れを可能にする。					
平成24年度までの取組内容	縁故債(銀行等引受資金)については、平成18年度に借入の一部を見積り合わせによる借入実施をして以来、引き続き実施している。 なお、一時借入金については、見積り合わせによる借入れの実績はないが、指定金融機関との当座借越契約により、短期プライムレート利率より有利な利率での借入れを行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	一部実施	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	これまでのように入札の体制が整うまでの間は見積り合わせによる利率の比較を行い低利な借入れを実施していく。入札の実施については、今後の検討課題とする。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

② 事務事業の見直し

2-(2)-②-A

項目名	職員提案制度の充実					
担当部署	企画課					
意図・効果	職員の創造的思考と意識改革の効用を図り、市民サービスの向上及び効率的な行財政運営に寄与するため、職員提案制度を充実する。					
平成24年度までの取組内容	提案件数 平成17年度 12件(うち2件採用) 平成18年度 6件(うち1件採用) 平成19年度 3件(うち2件採用) 平成21年度 1件 平成24年度 1件(うち1件採用)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	継続	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	職場環境の向上、住民サービスの向上、組織風土の改善につながるような職員提案を受ける。提案は行政改革推進プロジェクトで審査する。 提案件数が少ないため、職員に対する制度周知を行う。 提案者自らがその事業に携わりたい意向を持っている場合には、人事面での配慮も検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-②-B

項目名	窓口サービスの向上					
担当部署	人事課、関係各課					
意図・効果	市民の利便性向上のため、行政サービス全般に係る窓口業務簡略化に努める。併せて、休日窓口の開庁や開庁時間の延長により、生活スタイルの多様化に伴う住民ニーズに対応する。					
平成24年度までの取組内容	市民課・税務課については、毎週水曜日は19時まで窓口業務を延長し、市税の収納強化月間などにおける夜間納付窓口の設置、住民異動の多い年度替わり前後の日曜日に窓口を開ける等、市民ニーズに応えるため関係各課それぞれで実施している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	見直し	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	生活スタイルの多様化に対応するため、窓口業務の時間延長や年度替わりの休日窓口の開庁等について、市民ニーズを考慮しながら検討する。また、各種手続きの簡略化を実現するための施策について、ワンストップサービスも含めて検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続・検討	継続・検討	継続・検討	継続・検討		

2-(2)-②-C

項目名	公用車の一元管理による経費節減					
担当部署	管財課					
意図・効果	公用車の一元管理により効率的な使用に努め、公用車の管理に係る経費を節減する。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度に公用車の稼働率調査を実施した。平成20年11月から公用車の一元管理を開始した。平成24年度までに16台の公用車削減が実現した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	特定車及び特殊車輛を除き、公用車を一元管理することで、効率的な使用に基づく稼働率の上昇を図る。車輛台数の削減は限界に達しているとみられ、専用自動車と管理自動車の配車台数の見直しを行う。また、引き続き車検などを一括発注することで、1台あたりの管理コストを軽減させる。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-②-D

項目名	事務用品等に係る単価契約の実施					
担当部署	企画課					
意図・効果	全庁的に使用するスタンダードな事務用品等について単価契約を締結することで、事務用品等を最低価格で購入する。また、あらかじめ単価を定めておくことで、購入の際の見積書徴取を省略することができ、事務の簡略化につながる。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度にコピー用紙の一括購入契約を実施。 平成21年度から事務用品の単価契約購入を実施。 (事務用品:226品目、インクカートリッジ:51品目、トナーカートリッジ:66品目。取扱業者:7者。)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	一部実施	継続	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	コピー用紙については、入札により取扱業者を決定する。 事務用品については、購入の頻度が高いものについて業者からの最低見積価格を取扱価格として設定し、その価格で取り扱いが可能な業者と物品購入単価契約を結ぶ。毎年取り扱う事務用品についての見直しを行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-②-E

項目名	下水道事業の見直し					
担当部署	下水道課					
意図・効果	汚水雨水処理対策について、下水道事業の事業コスト等を勘案して根本から再考し、より効率的に事業を実施し、普及率の向上を図ることにより、下水道事業会計の健全運営と環境整備促進を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成20年度に全体計画の見直しを実施し、それを、事業認可及び22年の山口県汚水処理整備構想に反映させた。 平成21年から平成24年度は雨天時の合流区域の処理水質を改善する合流改善対策(高速濾過)を行った。また、平成24年度から平成25年度にかけて、機器の老朽化が著しい小野田水処理センターの長寿命化計画の策定に取り組んでいる。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査研究	見直し	調査研究	見直し	調査研究	調査研究
平成25年度以降の取組内容	公共下水道、農業集落排水、浄化槽での整備の費用対効果を比較検討し、その地区の整備手法を決定する。それを基に、効率的な下水道整備計画を策定し、様々なコスト縮減施策を実施し、汚水雨水処理を推進する。 平成26年度には、整備区域の見直しを実施し、整備地区の拡大を図る。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	浸水対策	認可見直し	調査研究	調査研究		

2-(2)-②-F

項目名	扶助費の見直し					
担当部署	高齢障害課、こども福祉課、社会福祉課、学校教育課					
意図・効果	「扶助を必要とする社会的弱者を、社会全体で扶助していく」という相互扶助の原点に立ち返り、適切な扶助行政を実践する。					
平成24年度までの取組内容	要綱や業務マニュアル等に基づき、適正な扶助費の支給に努めている。生活保護基準の改正や消費税率の引き上げが行われれば扶助基準の見直しは必須となるため、今後も国の動向や他市の取り組み状況等を踏まえて、適切に対応していく。警察OBやハローワークOBの雇用により、援助困難ケースに対する指導援助体制の充実強化及び就労支援の強化を図っている(生活保護)。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	自助と自立の原則に基づき、扶助費に係るすべての制度について、扶助の必要性及び扶助基準の見直しを行っていく。国県制度の補完的なもの、目的の達成されたもの、他の制度で補えるもの等については、廃止縮小の方向で検討していく。一方、真に扶助を必要としている対象者については、適切に行き届いたサービスを提供できるように制度を充実していく。扶助行政は、豊富な知識や経験を必要とするため、適材適所の職員配置と、積極的な研修による資質の向上に努める。生活保護の面では、面接専門員の雇用を検討し、必要な扶助行政の提供に努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

③ 歳入の確保

2-(2)-③-A

項目名	公金収納対策の強化					
担当部署	債権特別対策室					
意図・効果	公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施することで、収納率の向上と市民負担の公平化を実現する。					
平成24年度までの取組内容	税務課、国保年金課、こども福祉課、高齢障害課、下水道課から委譲を受けた案件を、催告→財産調査→差押又は分納誓約を実施している。平成19年度 引受584件、差押185件・1,204万円、平成20年度 引受204件、差押318件・2,820万円、平成21年度 引受226件、差押228件・2,504万円、平成22年度 引受153件、差押138件・931万円、平成23年度 引受45件、差押91件・1,268万円、平成24年度 引受214件、差押269件・1,817万円。平成22・23年度にかけて実績が減少傾向にあったが、平成24年度から増加に転じた。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	債権対策部署で全ての公金の滞納状況を一元管理する。併せて、一定期間、一定金額以上の悪質滞納者に対し、財産調査と差押えを実施することで、公金収納率の向上と市民負担の公平化を図る。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-③-B

項目名	費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し(減免基準の見直しを含む)					
担当部署	財政課					
意図・効果	公共施設使用の対価として使用者から徴収する使用料、及び、特定の者のために提供する公の役務に対しその費用を償うため徴収する手数料について、費用対効果に基づく適正な料金設定を行うことで、負担の公平性を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成19年～平成21年にかけて、庁内のプロジェクト委員会による見直し協議を行い、コスト算定による使用料の見直し協議を行ってきたが、コスト計算が複雑になり、実用的な結果とならなかった。 施設の管理形態(指定管理者制度や委託管理方式の導入)の変化により、平成24年から実態に即したシンプルなコスト計算による見直しを行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討			見直し
平成25年度以降の取組内容	すべての使用料・手数料について、受益者負担と費用対効果の観点からコスト把握を徹底する。そして、適正な価格設定に伴う料金改定を実施する。併せて、減免の取扱いについて統一的な基準を設け、適正な処理を行っていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	一部見直し	一部実施	継続	継続		

2-(2)-③-C

項目名	ごみ処理手数料の見直し					
担当部署	環境課					
意図・効果	ごみ処理には多大な経費を要しているため、その一部は手数料で賄うべきあり、受益者負担の原則・公平の原則により、排出者に対しごみの排出量に応じた負担を求めていく。					
平成24年度までの取組内容	平成20年10月1日に「山陽小野田市一般廃棄物の処理手数料に係る収入印紙に関する条例」を施行し、自治会ごみステーションに排出されるごみについて、処理手数料を徴収している。証紙の種類を2円証紙、4円証紙及び5円証紙とし、あらかじめ指定ごみ袋に刷り込んで市民がごみ袋を購入する際に処理手数料を負担する仕組みを導入した。 処理手数料の実績は、平成20年度:9,874千円、平成21年度:17,229千円、平成22年度:17,011千円、平成23年度:17,467千円、平成24年度:17,708千円となっている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	完了				
平成25年度以降の取組内容	事業完了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		

2-(2)-③-D

項目名	有帆緑地処分場(産業廃棄物処理場)の見直し					
担当部署	土木課、都市計画課					
意図・効果	建設残土を安定的に受け入れ搬入期間の短縮を図り、管理運営費を縮減する。 土堰堤の整備など処分場の維持工事を行って、建設残土の安定的な受け入れを図る。					
平成24年度 までの 取組内容	有帆緑地処分場の建設残土処理手数料収入を増収し、建設費の償還に係る経費負担を軽減するため、平成20年度に手数料の改定(償還金+管理運営費に相当する額)と搬入地域を宇部市域の公共工事に拡大した。また、平成23年度には、土堰堤等の維持工事を行った。 平成24年度末の埋立率は68.5%となっている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	見直し	継続	継続	実施	継続
平成25年度 以降の 取組内容	建設残土を安定的に受け入れ搬入期間の短縮を図り、管理運営費を縮減する。 土堰堤の整備など処分場の維持工事を行って、建設残土の安定的な受け入れを図る。					
平成25年度 からの 取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-③-E

項目名	受益者負担適正化の徹底					
担当部署	関係各課					
意図・効果	受益者負担の原則に基づき、特定のサービスを受ける利用者に応分の負担を求め、受益者負担の公平性を図る。					
平成24年度 までの 取組内容	平成20年度 下水道使用料金の改定を実施した。 平成21年度 小規模土木事業補助金交付要綱を施行した。市の受託事業から自治会への補助事業に変更した。 平成21年度 小規模土地改良事業の1件あたり事業上限額を引き下げ、発注形態を行政執行から申請者執行に変更した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	準備	実施	継続	継続	継続
平成25年度 以降の 取組内容	すべての受益者負担金等について、受益者負担と費用対効果の観点からコスト把握を徹底する。そして、適正な価格設定に伴う料金改定を実施する。一部負担金から補助事業へと切り替わったものを除き、受益者負担金の徴収を必要とするものについて、適正化を進めて行く。					
平成25年度 からの 取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-③-F

項目名	広告収入の推進					
担当部署	企画課					
意図・効果	市が所有するあらゆる財産に有料広告を掲載し、財産の有効活用と歳入の確保に努める。					
平成24年度までの取組内容	広告掲載(平成19年度～平成24年度) 公用車 6件 531,600円 広報紙 46者 2,504,500円 モニター広告 162,000円(平成22年度以降) ホームページ 7者 695,000円 共通封筒 業者より無償提供を受けている					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	現在、広報紙、ホームページ、市の刊行物、公用車及びテレビモニターに広告掲載を行っている。広告掲載事業については、平成25年11月より、広告付庁舎案内図の導入を実施するが、それに加えて、新たな広告媒体についても展開し、更なる収入確保に努める。また、来庁者用の窓口用封筒についても、広告掲載した封筒を無償で提供してもらうことで、印刷製本費に係る歳出削減に努めている。広告収入を安定的に得るために、広告主募集については民間委託も検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	推進の検討	推進の検討	継続	継続		

2-(2)-③-G

項目名	売却処分も含めた市有財産の適切な運用					
担当部署	管財課					
意図・効果	市及び土地開発公社が保有する財産(土地、建物、物品等)の適正な管理と効率的な運用に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成20年3月に「山陽小野田市市有財産管理運用指針」を作成した。 公有地の売却 平成19年度 23件 346,491,182円、 平成20年度 28件 69,422,809円 平成21年度 22件 44,751,095円、 平成22年度 9件 15,557,386円 平成23年度 13件 72,276,142円、 平成24年度 8件 4,224,498円					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施(指針策定)	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市有財産管理運用指針に基づき、適正な運用を実施していく。土地の新規取得(先行取得)に関しては、実施が確実である事業計画に基づく取得のみとする。また、事業の用に供する際には、全て一般会計が買い取るものとし残地を残さない。なお、購入価格の算出については、適正な価格設定に努める。次に、事業の廃止や公共施設の統廃合等により不必要になった行政財産については、速やかに普通財産へ所管替えを行い、早急に売却処分を検討・実施する。また、現在保有している普通財産及び土地取得特別会計や土地開発公社保有財産のうち、将来行政目的の用に供される見込みのないものについては、定期的に保有状況(場所、面積、価格等)を細かく公開して、早急な売却処分を実施し、取得に要した財源回収に努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-③-H

項目名	課税の見直し					
担当部署	税務課					
意図・効果	合併前の評価方法の継続は、平成17年の市町合併による経過措置として決定採用された。そのため同一市内で実質的な課税方法や課税範囲が異なる状況が現在まで恒常的に発生しており、これを可能な限り早期に解消して、課税に係る中立公平を実現する。併せて、大変厳しい財政状況に対応するための歳入確保の観点から、課税に係る全体的な見直しを行う。					
平成24年度までの取組内容	固定資産税(土地)の評価方法については、原則として路線価方式とするが、路線価方式へ移行することが経済的に非効率である地域については、その他方式(標準地比準方式)での評価とする。なお、両評価方式とも公平性を欠くものではない。 平成23年度、24年度の2ケ年で、旧山陽地区の新規路線価付設について検討するため、県内他市の状況を調査するなど精査・研究を行ったが、実施には至らなかった。今後更なる研究を行う。なお、都市計画用途地域については平成22年6月に見直しを行い、都市計画税は平成23年度から見直した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	検討の結果未実施	検討の結果未実施
平成25年度以降の取組内容	新たな財源として法定外目的税の導入については、今一層の地方分権の進展に伴い、全国的な地域の実情に即した他市の課税状況を見守りつつ必要に応じ研究していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

2-(2)-③-I

項目名	水道使用料・下水道使用料の徴収一元化					
担当部署	下水道課、水道局					
意図・効果	対象者、事務処理内容等が重複している水道使用料、下水道使用料の賦課徴収事務を一元化することにより、事務の効率化と収納率の向上を実現する。					
平成24年度までの取組内容	平成23年10月1日より、水道料金及び下水道使用料の徴収一元化を実施し、下水道課については、職員の一名削減及び収納率の向上(96%⇒98%)を達成した。水道局については、事務の煩雑さは増加したが、職員の努力により収納率の下落には至っていない状況にある。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	準備	準備	準備	準備	完了
平成25年度以降の取組内容	事業完了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		

2-(2)-③-J

項目名	コンビニエンスストア・金融機関ATM、クレジットカード等による公金収納の検討					
担当部署	企画課					
意図・効果	公金納付方法の拡大により、ライフスタイルの多様化に対応し、納付者の利便性向上に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成21年度コンビニ納付、クレジットカード納付、ペイジーについて、それぞれのメリット、デメリットを整理して、導入について検討した。 平成23年度から平成24年度にコンビニ収納に係る準備を進め、平成25年度からコンビニ収納の対応を開始した。 コンビニ収納の導入による効果としては、収納率の向上という面よりも、納付機会の拡大による住民サービスの向上の面が大きい。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
			検討	検討	検討	準備
平成25年度以降の取組内容	平成25年度から、市税、国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、住宅使用料及びサポート寄附(ふるさと納税)について、納付機会の拡大のため、休日、夜間を問わず24時間いつでも納付できるコンビニエンスストアでの収納を開始した。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	完了					

2-(2)-③-K

項目名	企業誘致の推進					
担当部署	企業立地推進室					
意図・効果	地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出、市税増収等自主財源の確保を目的として企業誘致に努める。特に小野田・楠企業団地へ積極的に企業誘致を推進することで、団地造成時の初期投資額を回収する。					
平成24年度までの取組内容	企業誘致の実績 (1)工場設置奨励条例の指定工場数 平成19年度：増設2件、平成20年度：新規2件、増設2件、平成21年度：0件、平成22年度：増設2件、平成23年度新規1件、増設1件、平成24年度：増設1件 (2)市内工業団地分譲率 小野田・楠企業団地：36.3%、東沖ファクトリーパーク：100%、新山野井団地：100%					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	平成19年度から山口県企業立地推進室に職員を派遣し、県と連携して誘致活動を行うとともに、平成24年度に企業立地推進室を設置することにより市の誘致体制の強化を図っている。また平成23年度から工場設置奨励条例の用地取得奨励金の拡大(県・市がそれぞれ小野田・楠企業団地に係る用地取得代の40%を交付)を実施し、補助制度を充実している。併せて山口東京理科大学、商工会議所と協力し産学公連携を推進することにより、人材育成、新産業の創出の環境整備を行っている。今後、企業の要望も踏まえた新たな補助制度を検討していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-③-L

項目名	職員等の通勤車両に係る駐車場利用料金徴収の検討					
担当部署	総務課					
意図・効果	受益者負担の原則及び大変厳しい財政状況に鑑み、職員の通勤車両に係る公共施設の駐車場利用料金を徴収する。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度に庁内職員による「職員駐車場使用料等検討委員会」を設けて検討を重ねた結果、駐車料金を徴収する(給与削減5%が実施されている間は半額)最終報告を市長に提出した。その後、市長の判断により、職員の給与削減が実施されている間は駐車料金の徴収を見送ることとしている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	見送り	見送り	見送り	見送り	見送り
平成25年度以降の取組内容	職員・議員の通勤車両に係る市役所等公共施設の駐車場利用について、恒常的な利用者については、利用料金の徴収について検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	状況に応じ検討	状況に応じ検討	状況に応じ検討	状況に応じ検討		

(3) 人事制度の改革

① 公営企業も含めた適正な定員管理

2-(3)-①-A

項目名	(再掲)総合的な定員適正化計画の作成公表及び適正な定員管理の実施					
担当部署	人事課、病院局、水道局					
意図・効果	本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営に必要な適正職員数を常に把握する。そして、適正な定員管理計画を作成し人事管理を行っていく。					
平成24年度までの取組内容	平成19年3月に策定した当初計画(平成22年度まで)の目標数値と実職員数に大幅な乖離があったため、「第二次山陽小野田市定員適正化計画」で平成23年度以降の数値目標を再検討した。また、宇部・山陽小野田市消防組合の設立に伴い、平成24年度以降は消防職員数を減じた。 年度:数値目標(実際の職員数) H19:1,008人(1,005人)、H20:1,003人(926人)、H21:988人(885人)、H22:977人(849人)、H23:842人(835人)、H24:733人(733人) ※平成23年度→平成24年度は消防組合設立による消防職員の減があった。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	見直し	実施	継続
平成25年度以降の取組内容	公共施設の統廃合や管理運営体制の見直しなどを行いながら、行政運営形態の変化に対応し、定員適正化計画に基づく適正な人事管理を行う。 社会経済情勢の変化に伴う行政需要や市民ニーズの複雑化、多様化に迅速に対応できる行政経営が実現できるよう、新たな新市建設計画に伴う財政計画に連動して、定員適正化計画の見直しを行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	実施	継続	継続		

2-(3)-①-B

項目名	勸奨退職制度の適正な運用					
担当部署	人事課					
意図・効果	適正な職員数に向けての人数削減と、職員層の新陳代謝促進を目的として、勸奨退職制度の対象者や手続き等を明確にし、制度運用の適正化を図る。					
平成24年度までの取組内容	「山陽小野田市職員退職勸奨実施要綱」の制定(平成17年9月1日) 「山陽小野田市早期退職制度実施要綱」の制定(平成21年10月27日) ◆退職者(年度:勸奨退職者数[退職者数計]) H19:35人[84人]、H20:9人[64人]、H21:12人[68人]、H22:3人[39人]、H23:5人[142人:内94人は宇部・山陽小野田消防組合の設立によるもの]					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	準備	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	勸奨退職制度については、職員の新陳代謝と組織の活性化、行政能率の維持・向上及び人事管理の適正化・効率化という本来の目的に加え、近年は、職員数の削減及び退職手当支出の分散化を図る側面からの活用も生じている。このことから、勸奨退職制度の適正な運用を図っていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(3)-①-C

項目名	任用替えの適正な運用					
担当部署	人事課					
意図・効果	職員の任用替えについての規則を履行することにより適正な人員配置に努める。					
平成24年度までの取組内容	「山陽小野田市職員の任用に関する規則」の制定(平成19年9月) 慎重かつ厳格な運用が求められることから、現状の課題・問題点及び今後のアウトソーシングなどについて勘案しながら、任用替えの運用等について検討する必要がある。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	行政のスリム化・効率化により、公共施設の統廃合、管理運営体制の見直し、市場化テスト及びアウトソーシング等が推進されるに伴い、職員の任用替えについての必要性が増加する。職員の任用に関する規則を履行し、適正な職員配置を実施していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

② 国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し

2-(3)-②-A

項目名	時差出勤制度の導入・変形労働時間制の検討					
担当部署	人事課					
意図・効果	近年の社会情勢、生活スタイルの変化等に対応し、利用者側に立った配慮に基づく行政サービスとして、開庁時間の延長等がもとめられている。これをできるだけ経費をかけずに実施するため、人件費削減の手段として出勤体制の見直しを行い、できる限り住民ニーズに沿った行政サービス時間帯を実現していく。					
平成24年度までの取組内容	フレックスタイムについては、地方公務員法により適用できない(労働基準法の適用除外)。時差出勤については、「山陽小野田市職員の勤務時間等の特例に関する規則」に定めて、特定の部署で実施している。保育所においては勤務時間の割振りとして、実質的な時差出勤を、閉館日が平日である出先機関や24時間体制の職場については、週休日の割振りを行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	時差出勤については、規則に従って今後も継続する。変形労働時間制の導入については、市民サービスに影響を与えないこと及び財政的な負担をかけずに、生活スタイルの多様化に対応できる行政サービスの提供を行えるよう、検討していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(3)-②-B

項目名	退職手当支払日の見直し及び分割支給制度の導入					
担当部署	人事課					
意図・効果	職員の退職手当に係る支払日の見直しを行い、複数回に分割できる制度を導入することで、年度途中における資金繰りによる利息負担を軽減する。					
平成24年度までの取組内容	当該制度を導入するに当たっては、行政の立場からだけでなく、退職金を受け取る側の立場も尊重しなければならない。本市における今後の資金繰りや、社会情勢をみながら将来的な課題としたい。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	制度化に向けて検討	制度化に向けて検討	検討終了			
平成25年度以降の取組内容	検討終了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		

③ 人事育成体制の整備

2-(3)-③-A

項目名	人材育成基本方針に基づく人材育成の推進					
担当部署	人事課					
意図・効果	総合的な人材育成方針を作成し、時代や環境の変化等に的確に対応できる人材の育成を計画的に実施する。					
平成24年度までの取組内容	「山陽小野田市人材育成基本方針」の作成(平成21年3月) 人材育成に係る職員研修 H22年度 H22.7.28実施[課長級以上] H24年度 H24.10.5実施[課長補佐級及び係長級]					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	実施		実施		実施
平成25年度以降の取組内容	国の指針を基本として本市独自の計画も盛り込んだ人材育成全般に係る基本方針である「山陽小野田市人材育成基本方針」に基づき、職員の資質と人材育成能力の向上を図る。そのために、必要な研修費の確保と長期的計画に基づく研修を実施していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		実施予定	実施予定	実施予定		

2-(3)-③-B

項目名	効果的な職員派遣の実施					
担当部署	人事課					
意図・効果	効果的な職員派遣を実施し、適正な人事配置を行う。					
平成24年度までの取組内容	社会福祉事業団[H19～H22]、社会福祉協議会[H19～H20]、シルバー人材センター[H19～H21]、施設管理公社[H19～H20]、山口県[市町課、企業立地推進室:H19～]、山口県後期高齢者医療広域連合[H19～]、山口県ひとつくり財団[H21、H25]、自治労県本部[H23～]へ派遣している。 県等への派遣は、現行どおり継続していきたいと考えるが、民間への派遣は現状の職員数では困難と考えられる。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	実施(規則改正)	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	職員の派遣については、法律及び規則に基づき適正な処理を行う。 また、職員のスキルアップを目的とした県等への派遣については、現行どおり実務研修というかたちで継続する。併せて、民間活力を肌で感じ、そのノウハウを職員が身につけて行政実務に活かすべく、民間団体との人事交流についても定員適正化への対応と併せて検討していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(3)-③-C

項目名	人事評価制度の充実					
担当部署	人事課					
意図・効果	職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、人材活用、任用、人事配置及び給与等に活用する。併せて、公務の特性を踏まえながら能力・実績を重視した人事管理を行う。					
平成24年度までの取組内容	「人事評価制度検討プロジェクトチーム」の設置〔H22～H23年度〕 「人事評価試行実施マニュアル(管理職用)」の作成及び一部改正〔H23.2/H23.4/H25.4〕 H23年度から人事評価試行実施					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討	検討	検討	段階的に実施	段階的に実施
平成25年度以降の取組内容	個々の能力開発段階に応じた人材育成と並行して、公務員制度改革大綱による新たな公務員制度の主旨及び人事院勧告による能力・実績を重視した人事管理に沿った新たな人事評価を行う。人材育成基本方針をもとに、適正な人事評価制度となるように自己採点基準の徹底などに取組みながら、各職種別の人事評価を検討し、段階的に実施していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	段階的に実施	段階的に実施	段階的に実施	段階的に実施		

(4) 組織体制の改革

① 施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革

2-(4)-①-A

項目名	(再掲) 公金収納対策の強化					
担当部署	債権特別対策室					
意図・効果	公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施することで、収納率の向上と市民負担の公平化を実現する。					
平成24年度までの取組内容	税務課、国保年金課、子ども福祉課、高齢障害課、下水道課から委譲を受けた案件を、催告→財産調査→差押又は分納誓約を実施している。平成19年度 引受584件、差押185件・1,204万円、平成20年度 引受204件、差押318件・2,820万円、平成21年度 引受226件、差押228件・2,504万円、平成22年度 引受153件、差押138件・931万円、平成23年度 引受45件、差押91件・1,268万円、平成24年度 引受214件、差押269件・1,817万円。平成22・23年度にかけて実績が減少傾向にあったが、平成24年度から増加に転じた。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	債権対策部署で全ての公金の滞納状況を一元管理する。併せて、一定期間、一定金額以上の悪質滞納者に対し、財産調査と差押えを実施することで、公金収納率の向上と市民負担の公平化を図る。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(4)-①-B

項目名	入札・契約を一元的に所掌する部署の設置					
担当部署	監理室・人事課					
意図・効果	地方自治法及び本市財務規則に基づいた適正な契約事務を実施する。					
平成24年度までの取組内容	契約事務の一元化について検討を行ったが、現状の人員では対応は困難な状況。電子入札について検討を行ったが、コストや業者の利便性等から当面は導入しない。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約可能なものを除き、本市が締結する全ての契約について競争入札を実施できるよう、入札事務及びそれに伴う業者登録事務等を一元的に所掌する部署の設置を検討する。軽微な随意契約を除き、契約締結事務全般についても一元的に管理し、適正な事務遂行を実現する。契約締結事務を一元的に管理する部署の設置については、全体の職員数との調整の中で今後検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

2-(4)-①-C

項目名	水道局・下水道部門の統合(上下水道の一元管理)					
担当部署	下水道課、水道局					
意図・効果	水道局と下水道課を部門統合して一括管理することで、スケールメリットによる事務の効率化と、窓口の一本化による市民サービスの向上を実現する。					
平成24年度までの取組内容	平成23年10月1日より、水道料金及び下水道使用料の徴収一元化を実施した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	検討	検討
平成25年度以降の取組内容	水道局と下水道課を部門統合して一括管理運営とすることで、事務の効率化に伴う人件費、物件費等経費の削減と、窓口の一本化に伴う市民の利便性向上を図る。水道事業、工業用水道事業及び下水道事業を全て公営企業法の全部適用として事業管理者による一括管理とするのか、下水道事業は現行の一部適用を継続し市長管理のまま事務を一括処理するのか等、詳細な内容及び実施時期等について検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

② 横軸連携型組織体制の構築

2-(4)-②-A

項目名	部門横断的な課題解決に対応する体制づくり					
担当部署	人事課、企画課					
意図・効果	複数の部署にまたがる行政課題に対し、部門横断的な連携体制を早急に整え、迅速かつ適切な対応を行う。					
平成24年度までの取組内容	プロジェクトチーム設置状況 平成19年度 4チーム、平成20年度 3チーム、平成21年度 7チーム 平成22年度 6チーム、平成23年度 2チーム、平成24年度 4チーム					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	臨時的に複数の部(局)・課(室)等に関連する重要な事務について、調査、研究、計画策定等の業務を迅速かつ効率的に処理する必要がある場合に、個別のテーマに応じて庁内プロジェクトチームを設置する。 複数課に関連する継続性のある事案発生時や新規事業導入時に調整役を担う専門部署の設置については、機構改革の中で検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(4)-②-B

項目名	災害等緊急時の防災体制の充実					
担当部署	総務課					
意図・効果	災害等の緊急時に、行政として迅速かつ的確な対応ができる体制を瞬時に整える。					
平成24年度までの取組内容	防災担当者会議を年1回開催し、防災関係部署の連携及び緊急時の出勤体制の再確認を行っている。毎年開催する総合防災訓練については、それまでの各小学校区を巡回する屋外訓練から、平成24年度は実際の災害を想定した図上訓練とし、大変有意義な結果を得ることができた。また、防災体制の基本となる地域防災計画を平成18年度以降の機構改革及び山口県地域防災計画の修正等を踏まえ最新の情報を反映させた計画に修正を行った。(平成24年度に改訂版案を作成、平成25年3月にパブリックコメントを実施。)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	近年における自然災害の増大化や、生活スタイルの変化等に伴う災害時の住民ニーズの多様化に対応するため、従来にもまして迅速かつ的確な防災体制を整えられるよう、職員意識の徹底と常日頃からの準備を充実させていく。また、防災知識を有する宇部・山陽小野田消防組合の職員との人事交流については今後も継続していく。 自主防災組織の設立を促進し、活動を支援することにより、地域防災力の向上を図る。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(2) 財政健全化の推進
② 事務事業の見直し

2-(2)-②-

項目名	(新)コンビニ等における証明書等の交付					
担当部署	情報管理課					
意図・効果	年度末の休日窓口開庁の必要性はあるものの、水曜日の窓口延長の必要性はなくなる。また、確定申告時期および年度末の引越しシーズンでの窓口混雑が軽減される。 なお、現在のコンビニでの証明書発行には住基カードが必要であり、住基カードの普及率は山陽小野田市では4%と低い。現状では住民票等のコンビニ交付の普及は見込めない。しかし、平成28年度から導入予定の共通番号制度では、ICカードが国民に配布される予定であるため、このICカードでコンビニ交付が可能となれば、ニーズも高まることが予想される。					
平成24年度までの取組内容	コンビニ納付については、平成21年度から山陽小野田市情報システム更新検討プロジェクトチームにおいて検討を行い、平成25年度からサービスを開始した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成25年度以降の取組内容	平成25年度から住民サービスの向上を目的とし、開庁日や開庁時間を気にせず、24時間いつでも身近なコンビニエンスストアで、税や保険料を納付することができるコンビニ納付を開始している。このサービスの拡大として、住民票の写し・印鑑登録証明書に加えて、各種税証明書・戸籍証明書・戸籍の附票の写しなどもコンビニエンスストアで取得できるコンビニ交付の導入について検討する。また、窓口対応職員を削減するために市役所本庁舎や各出先機関等に証明書等の自動交付機を設置することも検討する。 なお、共通番号制度の導入に向けた動きを注視し、今後の取組みに向けての検討材料とする。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		検討	検討	実施		

1 分権型社会に対応した自治体のあり方
(1) 協働と参画による行財政運営
① 市民参画の推進とその方法

1-(1)-①-

項目名	(新)定期的な市民アンケートの導入検討					
担当部署	企画課					
意図・効果	多様化・複雑化する行政需要に適切に対応していくため、市民ニーズを的確に把握し、市民が望む行政サービスの提供に努める。					
平成24年度までの取組内容						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成25年度以降の取組内容	総合計画の進捗状況やまちづくりを進めていく上での市民意識の変化などを把握するとともに、市の取組を評価・検証し、改善していくために、定期的に市民アンケートを実施する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		検討	検討	実施		

2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

(4) 組織体制の改革

① 施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革

2-(4)-①-

項目名	(新)権限移譲の推進					
担当部署	企画課、関係各課					
意図・効果	県で処理していた事務が、住民に最も身近な基礎自治体である市で処理できるようになることで、利便性の向上や処理時間の短縮が図られるとともに、地域の実情に即した総合的・一体的な行政の展開が可能となる。					
平成24年度までの取組内容						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成25年度以降の取組内容	県と市町との適切な役割分担に基づき、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な市町で処理することを基本に、移譲により住民サービス向上が見込まれる事務について、積極的に受け入れていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(2) 財政健全化の推進

③ 歳入の確保

2-(2)-③-

項目名	(新)サポート寄附(ふるさと納税)の推進					
担当部署	企画課					
意図・効果	自主財源を確保する。					
平成24年度までの取組内容						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成25年度以降の取組内容	サポート寄附について、積極的なPRを行い、寄附金額の増額に努める。一度寄附をいただいた方には、翌年以降も引き続き寄附をいただくことができるよう、感謝の気持ちが伝わるような取組を行う。また、新規の寄附者獲得にも積極的に取り組んでいく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(第1次の中の未解決事項)

提案型公共サービス民営化の実施
H21.3月に民間活用推進指針を策定。提案型公共サービス民営化制度は、市のすべての事業を公表し、民間から委託・民営化の提案を募る制度であり、その提案は市民と専門家を含めて審査し、行政で実施するよりも市民にとってプラスになると判断すれば、提案に基づき民間への委託・民営化を進めるというもの。これまでに指定管理制度を含め、民営化(民間委託含む)については進めてきているが、他市の先進事例なども調査しながら、さらに各課に情報提供することで、制度の周知を図り、各業務等の見直しを図っていく。
活動拠点としての市民活動支援センターの設置
H22.2月に市民活動推進基本方針を策定。一時期、各地で設置が進んだが、色々な問題も生じている。本市では、各校区に設置されている公民館の団体会議室がこの目的のためのスペースとして確保されており、市民活動支援センター自体の設置が本当に必要かどうかまで立ち戻って検討する必要がある。なお、設置することになった場合の課題としては、設置場所と管理運営の仕方がある。
ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援
各種ボランティア活動がある中で、さらに活かしていくためにも全体把握の上での連携調整が必要である。また、これまでは「活動支援」が主であったが、各団体の自立(事務局含む)につながる「育成」に取り組んでいく必要がある。
広報紙、ホームページの充実
広報紙についてはH22.3月に、HPについてはH23.4月にリニューアルし、市民が知りたい行政情報を分かりやすく提供できるような見直しを行っているが、さらに効果的な情報発信方法の検討とあわせて、研究・検討を進めていく。
行政評価システムによる施策・事業評価の公表
事務事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選
H20から試行した上でH22から本格実施、公表をしている。H23からは二次評価を取り入れるなど、評価方法については毎年見直ししながら改善に努めているが、さらに評価を通じた当該事業の検証に努めながら、予算編成に反映できる取組みとしていく。また、事務事業評価から進んで、施策評価、さらには政策評価にも取り組んでいくことが必要である。
公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成
H18に公共施設統廃合検討プロジェクト、H20に公共施設維持管理検討委員会(特に修繕を中心とした維持管理を中心としたもの)。同じ目的を持つ施設が重複したり、施設の老朽化が進んでいる状況の中で、全市的にみて真に必要な施設を見極めて不要な施設を保有しないことによる財政面での負担軽減が必要である。施設の目的や機能から施設の保有の可否を判断し、保有が必要な施設については長寿命化計画に基づく施設の延命化を図る、また不要と判断した施設については、統廃合や売却も含めて、再編計画を策定する必要がある。
アウトソーシング計画の作成
民間活用の一環であるアウトソーシングにより事務の効率化が図れる事務がないかの検討を行うため、他市の先進事例などを調査し、各課に情報提供することで、実施体制の見直しを進めていく。
窓口サービスの向上
市民課・税務課では窓口延長等を実施し、利便性向上に努めているが、さらに窓口サービスの向上に寄与するため、職員の意識向上に努める。また、公共施設の開館時間等についても検討していく。
費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し(減免基準の見直し含む)
平成19年6月から平成21年1月にかけて使用料の見直しについて検討を重ねたが調整が困難となり、中断している状況にある。しかしながら「施設の維持管理費用は施設の使用料収入で賄う」という原則論に基づいて、再度見直すこととしている。
広告収入についての統一的な基準作成及び実施
広告掲載要綱に基づき、様々な媒体への広告掲載に取り組んでいるが、広告掲載件数は少なく、広告収入の確保は進んでいない。今後、広告収入の確保を推進について検討し進めていく。
企業誘致の推進
県の企業立地推進室への職員派遣を継続し、県と連携した誘致活動を行う。また、企業側の要望等も踏まえながら、工場設置奨励条例の用地取得奨励金の拡大等も検討しながら、誘致を推進していく。
部門横断的な問題解決に対する体制づくり
行政ニーズが複雑化・多様化していく中で、従来の縦割り手法では限界がある。様々な課題解決だけでなく、より効率的・効果的な施策展開のために、プロジェクトチームの活用をはじめとした取組みが求められる。

(新規)

市民アンケートシステムの導入検討
多様化・複雑化する行政需要に適切に対応するために、市民ニーズの的確な把握が必要である。各分野での施策展開の基礎データとなる統計資料の確保に努めるため、総合的な市民アンケート等の実施を検討する。
権限移譲の推進
住民に最も身近な基礎自治体である市で、これまで県が処理していた事務について移譲を進めることで、利便性の向上や処理時間の短縮が図られると共に、地域の実情に即した総合的・一体的な行政展開が可能となる。
サポート寄付（ふるさと納税）の推進
自主財源の確保とあわせ、ふるさと意識の高揚を図るために、積極的に推進していく。
広域行政の推進
近隣自治体との事業の共同実施や連携により、効率化を図り、当該事業の推進に努める。

1 分権型社会に対応した自治体のあり方

(1) 協働と参画による行財政運営

① 市民参画の推進とその方法

A 自治基本条例に基づいたまちづくり	24.1.1 施行の自治基本条例の趣旨を生かしてまちづくりに取り組む(5年ごとの見直し) 随時実施。※市民の市政参加、情報公開等の手法についてはさらに要検討。
B 市民意見公募(パブリックコメント)の実施	
C 提案型公共サービス民営化の実施	21.3 民間活用推進指針 → 先進事例等の情報提供、研究を進める
D 住民投票条例の制定	18.7 住民投票条例(既設)
E まちづくり市民会議の開催、充実	17.5 まちづくり市民会議要綱
F 提案箱、メール等による意見聴取	17 提案箱設置、随時

② NPO等市民団体との協働

A 活動拠点としての市民活動支援センターの設置	
B ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援	
③ 審議会等の見直し	必要性等の検討 21 市民活動推進基本方針、「育成」を含めて具体的指針の検討
A 既存審議会の条例、規則等の見直し	公募委員枠を設置

④ 市民、職員の意識醸成促進

A シンポジウム、パネルディスカッション等の開催	(随時)
--------------------------	------

(2) 説明責任の遂行と透明性の向上

① 市民との情報共有化の推進

A 広報紙、ホームページの充実	22.3 広報紙、23.4 HPをリニューアル、情報発信手法について研究(随時)
B 情報公開、個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い	14.12～一般質問、23.12～全本会議を中継
C 公共施設における市議会の完全中継	21.1.2～一般質問、23.12～全本会議をネット配信
D 自宅等における市議会視聴の実現	21.1.11 会議の公開に関する要綱(会議公開、議事録公表)
E 審議会等会議の公開	(随時)
F 対話の日、市政説明会の開催	(随時) 8分野48講座のメニュー、さらなる充実を図る
G 出前講座の開催及び講座内容の充実	

② 様々な行財政情報の公開

A 財政計画・バランスシート・行政コスト計算書の作成公表	財政計画: 20～29を19に策定、22に改訂、HPで公表
B 予算・決算状況等のわかりやすい公表	毎年度4・7・11月に公表
C 予算編成過程・事業進捗過程等の公表	予算概要の公開(内部意思決定過程は公表せず)
D 総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	19(～22)計画策定、23「第二次定員適正化計画」、次回27年度見直し予定(28～)
E 職員給与状況等の人事運営についての公表	市HP、広報紙で公表
F 行政評価システムによる施策・事業評価の公表	22から公表、評価方法の見直し(予算編成につなげる)
G 外部監査システムの導入	(国の動向を注視しながら検討)
H 公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表	21 決算数値において同計画の作成が不要となる

2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

(1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築

① 行政評価システムの構築

A 事業事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選	20分から試行、22分から本格実施、23分から基本事業・二次評価、さらなる見直し
-----------------------------	--

② 施策別採配分予算への移行

A 減価償却、維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化	19決算から「総務省方式改訂モデル」により財務諸表の作成・公表を実施
B 採配分型予算編成方式の導入	20から経常的経費について導入、各課の主体性を活かした予算編成
C 次年度行政運営方針の策定及びこれに基づく予算編成方針の策定	予算編成方針のHP掲載等、周知に努めている

(2) 財政健全化の推進

① 内部事務経費の削減

A 出資法人等について脱会を含めた見直し	23.12.26 地方自治法施行令改正時に調査を実施
B 公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成	18 公共施設統廃合検討P、20 公共施設維持管理検討委員会を組織、25・26で策定
C 公共施設における指定管理者制度の適切な管理運営	18～導入、25.4.1 現在で36施設に導入済
D アウトソーシング計画の作成	20.1 調査実施、21.3 民間活用推進指針を策定、事例情報を提供し研究
E 事務コスト削減の徹底	継続努力に加え、21から事務用品の単価契約購入を実施等
F 補助金支出基準の作成	20.1 補助金等交付基準を作成、原則3年ごとに確認
G 電子決済システムの導入	19～文書管理システム導入、検討会議～費用対効果を考慮し当面しない
H 縁故債、一時借入金への借入利率に係る入札実施	縁故債は18以来一部実施、一時借入金については実績なし、今後の検討課題

② 事務事業の見直し

A 職員提案制度の充実	制度の周知徹底
B 窓口サービスの向上	市民課・税務課では窓口延長等を実施、外局(図書館等)については要検討
C 公用車の一管理による経費削減	19 稼働率調査、20.11 公用車一元管理化、24までに16台削減
D 事務用品等に係る単価契約の実施	19～コピー用紙一括購入契約、21～事務用品単価契約購入を実施
E 下水道事業の見直し	20 全体計画見直し、21～24 合流改善対策、24～25 水処理センター長寿命化策定
F 扶助費の見直し	国の動向や他市の状況をみながら適切に対応する

③ 歳入の確保

A 公金収納対策の強化、債権特別対策室の設置	19 債権特別対策室設置
B 費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し(減免基準の見直し含む)	19～21 PTによる協議、25 再協議
C ごみ処理手数料の見直し	20.10 「一般廃棄物の処理手数料に係る収入印紙に関する条例」処理手数料を徴収
D 有帆緑地処分場(産業廃棄物処理施設)の見直し	20 手数料改定、搬入区域の拡大、23 土堰堤等の維持工事
E 受益者負担適正化の徹底	21 小規模土木事業補助金交付要綱
F 広告収入についての統一的な基準作成及び実施	推進の検討
G 売却処分も含めた市有財産の適切な運用	公有地の売却
H 賦税の見直しについて	23～24 研究
I 水道使用料・下水道使用料の徴収一元化	23.10 徴収一元化実施
J コンビニエンスストア・金融機関ATM・クレジットカード等による公金収納の検討	21 検討、コンビニ収納は23～24 準備、25 から開始
K 企業誘致の推進	
L 職員の通勤車両に係る駐車場利用料金の徴収	19 検討委員会、職員の給与削減が実施されている間の徴収見送り

(3) 人事制度の改革	
① 公営企業も含めた適正な定員管理	
A	【再掲】総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施
B	柳屋退職制度の適正化
C	任用替えについての基準作成
② 国の制度を基本とした勤務体系・職員給与体系の見直し	
A	フレックスタイム・時差出勤制度の導入
B	退職手当支払日の見直し及び分割支給制度の導入
③ 人事育成体制の整備	
A	人材育成方針（職員研修を含む）の作成
B	職員派遣等についての基準作成
C	新たな人事評価制度の導入
(4) 組織体制の改革	
① 施策・事業の見直しと運動した柔軟な機構改革	
A	【再掲】公金収納対策の強化、債権特別対策室の設置
B	入札・契約を一元的に所掌する部署の設置
C	水道局・下水道部門の統合(上下水道の一元管理)
② 横軸連携型組織体制の構築	
A	部門横断的な問題解決に対する体制づくり
B	災害等緊急時の防災体制の充実



(第1次の中の未解決事項)

提案型公共サービス民営化の実施	21.3民間活用推進指針 → 先進事例等の情報提供、研究を進める
活動拠点としての市民活動支援センターの設置	必要性等の検討
ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援	21.市民活動推進基本方針、「育成」を含めて具体的指針の検討
広報紙・ホームページの充実	22.3広報紙、23.4HPをリニューアル、情報発信手法について研究
行政評価システムによる施策・事業評価の公表	22から公表、評価方法の見直し（予算編成につなげる）
事務事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選	20分から試行、22分から本格実施、23分から基本事業・二次評価、さらなる見直し
公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成	18.公共施設統廃合検討P、20.公共施設維持管理検討委員会を組織、25・26で策定
アクトゾーンづくり計画の作成	20.1調査実施、21.3民間活用推進指針を策定、事例情報を提供し研究
窓口サービスの向上	市民課・税務課では窓口延長等を実施、外高（図書館等）については要検討
費用対効果に基づき使用料・手数料の見直し(減免基準の見直し含む)	19～21PTによる協議、25再協議
広告収入についての統一的な基準作成及び実施	推進の検討
企業誘致の推進	
部門横断的な問題解決に対する体制づくり	検討中、PT設置は随時

(新規)

市民アンケートシステムの導入検討	多様化・複雑化する行政需要に適切に対応していくため、市民ニーズを的確に把握し、市民が望む行政サービスの提供に努める。
権限移譲の推進	県で処理していた事務が、住民に最も身近な基礎自治体である市で処理できるようになることで、利便性の向上や処理時間の短縮が図られるとともに、地域の実情に即した総合的・一体的な行政の展開が可能となる。
サポート寄付(ふるさと納税)の推進	自主財源の確保、ふるさと意識の高揚
広域行政の推進	

※

大	中	小	項目	実施状況	費用効果 (百万円)	今後の 取扱い			
1	(1) 協働と参画による行財政運営	① 市民参画の推進とその方法	A 自治基本条例の制定	○		見直し			
			B 市民意見公募(パブリックコメント)の実施	○		継続			
			C 提案型公共サービス民営化の実施	×		推進			
			D 住民投票条例の制定、活用	○		継続			
			E まちづくり市民会議の開催、充実	○		継続			
			F 提言箱、メール等による意見聴取	○		継続			
			A 活動拠点としての市民活動支援センターの設置	×		推進			
			B ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援	△		推進			
			A 既存審議会の条例、規則等の見直し	○		継続			
			A シンポジウム、パネルディスカッション等の開催	○		継続			
			A 広報紙、ホームページの充実	○		推進			
			B 情報公開、個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い	○		継続			
			C 公共施設における市議会の完全中継	○		継続			
			D 自宅等における市議会視聴の実現	○		継続			
E 審議会等会議の公開	○		継続						
F 対話の日、市政説明会の開催	○		継続						
G 出前講座の開催及び講座内容の充実	○		継続						
2	(2) 説明責任の遂行と透明性の向上	② さまざまな行財政情報の公開	A 財政計画・バランスシート・行政コスト計算書の作成公表	○		見直し			
			B 予算・決算状況等のわかりやすい公表	○		継続			
			C 予算編成過程・事業進捗過程等の公表	△		継続			
			D 総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	○		見直し			
			E 職員給与状況等人事運営についての公表	○		継続			
			F 行政評価システムによる施策・事業評価の公表	○		継続			
			G 外部監査システムの導入	×		検討			
			H 公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表	○		終了			
			A 施策評価システム及び事務事業の優先度評価制度の導入	○		推進			
			B 事務事業評価システムの導入及び事務事業評価制度に基づく実施事業の厳選	○		統合			
			C 新規事業に係る事業評価制度の検討	○		統合			
			D 既存事業に係る再評価制度の導入及び事業再評価制度に基づく継続事業の見直し	○		統合			
			A 減価償却、維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化	○		継続			
			B 枠配分型予算編成方式の導入	○		継続			
C 次年度行財政運営方針の策定及びこれに基づく予算編成方針の策定	○		継続						
3	(3) 財政健全化の推進	① 内部事務経費の削減	A 出資法人等について脱会を含めた見直し	△		継続			
			B 公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成	△		推進			
			C 公共施設における指定管理者制度の導入促進	○		継続			
			D アウトソーシング計画の作成	×		推進			
			E 事務コスト削減指針の作成	△		継続			
			F 補助金支出基準の作成	○		継続			
			G 電子決裁システムの導入	○		継続			
			H 繰越債、一時借入金の借入利率に係る入札実施	×	229	終了			
			A 職員提案制度の充実	△		継続			
			B 窓口サービスの向上	○		継続			
			C 公用車の一円管理による経費節減	△		推進			
			D 事務用品等に係る単価契約の実施	○		継続			
			E 下水道事業の見直し	○		継続			
			F 扶助費の見直し	○		継続			
4	(4) 組織体制の改革	② 歳入の確保	A 公金収納対策の強化債権特別対策室の設置	○		継続			
			B 費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し(減免基準の見直しを含む)	△		推進			
			C ごみ処理手数料の見直し	○		終了			
			D 有軌緑地処分場(産業廃棄物処理施設)の見直し	○		継続			
			E 受益者負担適正化の徹底	△		継続			
			F 広告収入についての統一の基準作成及び実施	△		推進			
			G 売却処分も含めた財産管理運用指針の作成	○		継続			
			H 課税の見直しについて	○	1,759	推進			
			I 水道使用料・下水道使用料の徴収一元化	△		継続			
			J コンビニエンスストア・金融機関ATM・クレジットカード等による公金収納の検討	○		終了			
			K 企業誘致の推進	○		終了			
			L 職員の通勤車両に係る駐車場利用料金の徴収	△		推進			
			A 【再掲】総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	×		検討			
			B 勲章退職制度の適正化	○		見直し			
C 任用替えについての基準作成	○		継続						
5	(5) 人事制度の改革	③ 人事制度の整備	A フレックスタイム、時差出勤制度の導入	△		継続			
			B 退職手当支払日の見直し及び分割支給制度の導入	△		継続			
			A 人材育成方針(職員研修を含む)の作成	×	3,257	終了			
			B 職員派遣等についての基準作成	△		継続			
			C 新たな人事評価制度の導入	△		継続			
			A 【再掲】公金収納対策の強化債権特別対策室の設置	○		継続			
			B 入札・契約を一元的に所掌する部署の設置	△		検討			
			C 水道局・下水道部門の統合(上下水道の一円管理)	△		検討			
			A 部門横断的な問題解決に対する体制づくり	△		推進			
			B 災害等緊急時の防災体制の充実	○		継続			
			6	(6) 組織体制の改革	④ 横軸連携型組織体制の構築	A 公営企業も含めた適正な定員管理	○		見直し
						B 国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し	○		継続
						C ③ 人事制度の整備	○		継続
						A ① 施策・事業の見直しと運動した柔軟な機構改革	○		継続
B ② 横軸連携型組織体制の構築	○					検討			
7	(7) 組織体制の改革	④ 横軸連携型組織体制の構築				A 公営企業も含めた適正な定員管理	○		見直し
						B 国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し	○		継続
						C ③ 人事制度の整備	○		継続
						A ① 施策・事業の見直しと運動した柔軟な機構改革	○		継続
						B ② 横軸連携型組織体制の構築	○		検討

行政改革大綱アクションプラン 変更箇所一覧

1 分権型社会に対応した自治体のあり方

(1) 協働と参画による行財政運営

① 市民参画の推進とその方法

A 自治基本条例に基づいたまちづくり

- ・項目名を「自治基本条例の制定」から変更した。
- ・平成 19 年のアクションプラン策定時は、自治基本条例の制定を最終目標に置いて、それまでの取組内容として自治基本条例をつくる会の立ち上げ等について書かれていた。平成 24 年 1 月 1 日付で自治基本条例を施行したため、今後の取組として、この条例に基づいてまちづくりを進めていく内容に改めた。また、条例施行後の見直しについての記述を加えた。

B 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

- ・平成 24 年度までの取組内容に、事務処理の流れについて加えた。
- ・今後の取組内容に、市民への適切な情報提供による情報を得る機会の確保について加えた。

C 提案型公共サービス民営化の実施

- ・意図効果に、民間と公共の役割を見直して民間活力を生かすことにより質の高いサービス提供を目指す旨加えた。
- ・今後の取組内容を、まずは他市の先進事例の調査と、関係各課への情報提供を行うことにより、民営化により有益なものがあるかどうかを検討する内容に変更した。

D 住民投票条例の活用

- ・項目名を「住民投票条例の制定、活用」から変更した（平成 18 年 7 月に条例制定済みのため）。
- ・今後の取組内容を、「住民投票条例の周知による市民の意思の反映」から「住民投票条例の適切な運用による市民の意思の反映」に変更した。

E まちづくり市民会議の開催、充実

- ・変更箇所なし。

F 提言箱、メール等による意見聴取

- ・今後の取組内容について、駅やショッピングセンター、金融機関等にも設置を拡大していく旨の記述を削除した。

②NPO等市民団体との協働

A 活動拠点としての市民活動支援センターの設置検討

- ・項目名を「活動拠点としての市民活動支援センターの設置」から変更。
- ・策定時、今後の取組内容に「利用対象となる団体に対して意向調査を実施する」旨の記述があったが、平成19年にアンケート調査を実施したことにより削除した。また、「まちづくり市民会議の立ち上げ」についての記述があったが、平成20年に実施したため削除した。

B ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援

- ・担当部署に「関係各課」を加えた。
- ・意図効果に、社会経済情勢の変化による市民の価値観の多様化と地域課題の複雑化についての記述を加えた。
- ・策定時、今後の取組内容に、総合的・計画的な指針を整備する旨の記述があったが、平成21年に市民活動推進基本方針を作成したことに伴い削除した。また、市民活動を支援していくための財源調達手段として、市民活動支援基金を設置し、市民からの寄附協力を募る旨の記述を削除した。また、「市が事務局を持っている団体の事務の内容を洗い出して、自立が可能なものについては自立に向けての支援を行っていく。」内容を加えた。

③審議会等の見直し

C 既存審議会の条例、規則等の見直し

- ・意図効果に、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく旨の記述を加えた。

④市民、職員の意識醸成促進

A シンポジウム・パネルディスカッション等の開催

- ・変更箇所なし。

(2) 説明責任の遂行と透明性の向上

① 市民との情報共有化の推進

A 広報紙・ホームページの充実

- ・意図効果に、行政情報の共有化による市民との協働のまちづくりの基盤づくりについての記述を加えた。また、ホームページの速報性、双方向性を生かした情報発信についての記述を加えた。
- ・策定時、今後の取組内容に、ホームページにおける各種申請の実現についての記述があったが、平成 21 年に WEB 申請サービスを開始したことに伴い削除した。

B 情報公開・個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い

- ・変更箇所なし。

C 公共施設における市議会の完全中継

- ・策定時、今後の取組内容に、中継場所の拡大についての記述があったが、市役所、山陽総合事務所、各公民館での視聴が可能な現状を勘案して削除した。

D 自宅等における市議会視聴の実現

- ・策定時、今後の取組内容に、議会の審議状況を録画した DVD を図書館や公民館で貸し出し、また希望者には販売する旨の記述があったが、インターネットにより 24 時間いつでも視聴できるような環境が整ったため削除した。

E 審議会等会議の公開

- ・策定時、今後の取組予定に、各種審議会等の会議について、市民の傍聴を積極的に啓発する旨の記述を削除した。

F 対話の日・市政説明会の開催

- ・今後の取組予定に、開催方法についての検討の記述を加えた。

G 出前講座の開催及び講座内容の充実

- ・変更箇所なし。

②様々な行財政情報の公開

A 財政計画・バランスシート・行政コスト計算書等の作成公表

- ・策定時、今後の取組内容に、「計画作成にあたり設定した行政改革内容（努力目標）について、市民の理解を得ながら着実に実行していく」、「企業会計の手法を用いた」、「従来の財務手法とは違った視点から財政状況を分析する」という文言を削除した。

B 予算・決算状況のわかりやすい公表

- ・今後の取組予定に、山陽小野田市財政状況の公表に関する条例（平成17年3月22日施行）の記述を加えた。

C 予算編成過程・事業進捗状況等の公表

- ・平成19年度の取組結果は、事業進捗状況の公表は行っていること、予算編成方針は予算査定終了後に公表していること、一方予算編成過程の公表については行っていないことから、一部実施とした。
- ・策定時の、「予算編成過程において節目に経過を公表することで、財源の状況や施策、事業の取捨選択の動向について、市民に新鮮な情報を提供する。それにより市民の意見と協力が反映できる予算づくりに努める。」を削除し、「予算編成の状況や事業の進捗状況について分かりやすい公表に努める。」内容に改めた。また、継続事業の進捗状況公表により「市民の理解と協力を仰いでいく」という記述を削除し、事業評価による公表を行う内容に変更した。

D 総合的な定員適正化計画の作成公表及び適正な定員管理の実施

- ・策定時の今後の取組予定の提案型公共サービス民営化及びアウトソーシングについての記述を削除し、策定済みの定員適正化計画に基づいて定員管理を行う内容に変更した。また、職員数の激減についての記述を削除した。

E 職員給与状況等人事運営についての公表

- ・取組内容に、広報紙及びホームページについての記述を加えた。

F 行政評価の公表

- ・項目名を「行政評価システムによる施策・事業評価の公表」から変

更した。

- ・事務事業評価は平成 20 年度実施事業分から試行実施、平成 22 年度実施事業分から本格実施した。これを受けて、意図効果及び今後の取組内容を、現状を踏まえて PDCA サイクルの観点を含めて変更した。

G 外部監査システムの検討

- ・項目名を「外部監査システムの導入」から変更した。

H 公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表

- ・平成 21 年度決算数値において、実質公債費比率が 18%を下回り、公債費負担計画の作成の必要がなくなったため、今後の取組内容を削除した。

2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

(1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築

①行政評価システムの構築

A 事務事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選

- ・これ以降の「B 事務事業評価システムの導入及び事業評価制度に基づく実施事業の厳選」、「C 新規事業に係る事業評価制度の検討」、「D 既存事業に係る再評価制度の導入及び事業再評価制度に基づく継続事業の見直し」の内容を一つにまとめた。
- ・事務事業評価については、平成 20 年度実施事業分から試行実施、平成 22 年度実施事業分から本格実施した。これを受けて、意図効果、今後の取組予定を変更した。また、実施計画による事前評価についても、この項目にまとめた。
- ・B は、事業評価の導入による実施事業の厳選という内容であったため、A の中にまとめた。
- ・C は、新規事業の実施を判断する事前評価についての内容であったため、A の中にまとめた。
- ・D は、外部委員で構成する委員会を常設して事業の存否を判断する

内容が書かれていたが、現状（職員による一次評価、二次評価を行っている）や県の状況を勸案の上削除した。

②施策別枠配分予算への移行

A 減価償却・維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化

- ・変更箇所なし。

B 枠配分型予算編成方式の導入

- ・策定時の今後の取組に、予算編成の過程において「廃止、後退を余儀なくされる施策・事業について予算編成中の一定の時期に市民に公表し、市民の理解とアイデア、参加による協働を醸成していく。」という記述を削除した。

C 次年度行財政運営方針の策定及びこれに基づく予算編成方針の策定

- ・策定時の意図・効果欄の「次年度行財政運営方針を早期に策定・公表し、これに基づき予算編成作業を進めることで、行政に対する市民の関心と理解を深める。」という内容を、「次年度行財政運営方針及び予算編成方針に基づいて予算編成作業を行い、最小の経費で最大の効果を挙げる効率的な予算編成を実現する。」に書き換えた。
- ・策定時の今後の取組内容に、「次年度の行財政運営方針を予算編成前の早い時期に公表し、これに沿って予算編成方針を策定する。」という内容を、「限られた財源の有効活用により、必要などころに必要な予算配分を実現するために、行財政運営方針及び予算編成方針に基づく予算編成を行う。」内容に書き換えた。また、予算編成作業の過程で、「市民の反応や意見に耳を傾けながら予算編成作業を進め、市民の思いを反映した予算づくりを行う。」内容を、「行財政運営方針及び予算編成方針については、広報紙やホームページで公表し、行政運営に対する市民の関心と理解を深める。」内容に書き換えた。予算編成方針の一般公開については、協議が必要と考えた。

(2) 財政健全化の推進

①内部事務経費の削減

A 出資法人等について脱会を含めた見直し

- ・策定時の今後の取組内容の、出資による権利を再考する庁内プロジェクトについて記述を削除し、毎年行っている調査についての記述を加えた。

B 公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備（改修）計画の作成

- ・策定時の今後の取組予定に書かれていた公共施設統廃合検討プロジェクトについては、検討を終えたため削除し、今後進めようとしている内容を整理して書き換えた。

C 公共施設における指定管理者制度の適切な管理・運営

- ・項目名を「公共施設における指定管理者制度の導入促進」から変更した。
- ・策定時の今後の取組内容に、公共施設統廃合検討プロジェクトについての記述や指定管理者制度を年次的に導入していく旨の記述があったが、指定管理者制度の導入を進めてきた経緯を踏まえて、今後は適切なモニタリングを実施し、指定管理者制度の継続が適切かどうかとも判断していく必要がある内容に変更した。また、公民館等の地元と密着した施設について、地域住民による自主的な管理運営を行っていく内容についても、公民館の地域の運営協議会委託を行ってきた経緯を踏まえて、削除した。

D アウトソーシング計画の作成

- ・策定時の今後の取組内容に、定員管理の適正化に伴う職員数の削減についての記述があったが、職員数の削減についてはこれまで取り組んできた結果大きな成果を上げ、今後大幅な削減が望めないため削除した。また、今後の取組内容に、平成 21 年 3 月に策定した「民間活用推進指針」についての記述を加えた。

E 事務コスト削減の徹底

- ・項目名を「事務コスト削減指針の作成」から変更した。
- ・策定時の今後の取組内容に、事務コスト削減指針を作成する旨書かれていたが、これまで指針の作成はしていないが、あらゆる方面か

ら事務コストの削減に取り組んできた経緯を踏まえて、指針の作成についての記述を削除した。また、事務用品消費についてのルール作成についての記述についても、平成 19 年度以降のコピー用紙の一括契約や平成 21 年度以降の事務用品の単価契約の取組を踏まえて、削除した。

F 補助金支出基準の作成

- ・策定時の今後の取組予定に、「諸行事への補助金支出の見直し」についての記述があったが、現時点でこの予定はないため削除し、「策定した補助金交付基準に基づいて補助金の必要性や適正な支出について判断していく。」内容に書き換えた。

G 電子決裁システムの導入検討

- ・項目名を「電子決裁システムの導入」から変更した。
- ・電子決裁の導入によるメリット（決裁処理の迅速化、意思決定過程の効率化、消耗品購入費用の削減、文書保管場所の省スペース化）と費用負担（導入費用、運用費用）を勘案した結果、当面は導入しないとした内容に変更した。

H 縁故債、一時借入金の借入利率に係る入札実施

- ・これまで、見積合わせなどを行い、借入利率低減に取り組んできた経緯を踏まえて、体制が整うまでは現在の方法を継続していく内容に書き換えた。

②事務事業の見直し

A 職員提案制度の充実

- ・策定時の今後の取組内容に、評価シートの作成や希望者はプレゼンテーションの機会を設ける旨の記載があったが、どちらも制度化が済んでいるので削除した。また、報償制度の充実についての記述を削除し、職員に対する制度周知についての記述を加えた。

B 窓口サービスの向上

- ・意図効果について、窓口業務を 1 箇所にとめる内容から、住民サービス向上のための簡略化に変更した。

C 公用車の一元管理による経費節減

- ・意図効果欄について、公用車台数の削減についての記述があったが、これまでの取組で削減が実現した経緯を踏まえて削除した。
- ・策定時の今後の取組内容については、タクシーやレンタカーの仕様や運転委託による経費節減についての記述を削除した。

D 事務用品等に係る単価契約の実施

- ・意図効果欄に、事務の簡略化の記述を加えた。
- ・策定時の今後の取組内容の、物品調達基金の記述を削除した。また、現在取り組んでいるコピー用紙の入札と、事務用品の単価契約についての記述を加えた。

E 下水道事業の見直し

- ・意図効果の欄に、普及率の向上による下水道事業の健全運営と環境整備促進についての記述を加えた。
- ・策定時の今後の取組内容に、市内の料金格差についての記述があったが、旧小野田と旧山陽の料金は平成 20 年 4 月に統一したため削除した。

F 扶助費の見直し

- ・策定時の今後の取組内容に、生活保護世帯を対象とした多重債務についての相談窓口の創設が書かれていたが、NPO 法人ほととの会が平成 19 年 7 月に設立され、平成 24 年 3 月で休止となったため、削除した。なお、相談者数が最も多かったのは平成 21 年度で、利用者数は延べ 758 人だった。5 年間で 196 人、1 億 6,737 万円の過払金返済が実現した。また、「生活保護行政における面接専門員の雇用を検討し、必要な扶助行政の提供に努める。」内容を加えた。

③ 歳入の確保

A 公金収納対策の強化

- ・項目名を「公金収納対策の強化 債権特別対策室の設置」から変更。
- ・策定時の今後の取組内容に、債権特別対策室の新設との記述があったが、実現したため削除した。また、インターネット公売について

の記述を削除した。

B 費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し（減免基準の見直しを含む）

- ・変更箇所なし。

C ごみ処理手数料の見直し

- ・平成 20 年 10 月の条例施行に伴い、今後の取組内容を削除した。

D 有帆緑地処分場（産業廃棄物処理場）の見直し

- ・意図効果欄について、策定時に書かれていた手数料の増収が実現したことを受けて、建設残土の安定的受入についての記述に書き換えた。
- ・策定時の今後の取組内容について、適正な価格設定に料金改定する内容が書かれていたが、平成 20 年に手数料の改定が実現したことを受けて削除した。また、受入区域の拡大についての記述も削除した。今後の取組として、処分場の適切な維持管理による建設残土の安定的な受け入れを図る内容に書き換えた、

E 受益者負担適正化の徹底

- ・今後の取組内容に、小規模土木事業や小規模土地改良事業等、受益者負担金を徴収する手法から補助金に切り替えたものがある旨加えた。

G 広告収入の推進

- ・項目名を「広告収入についての統一的な基準作成及び実施」から変更。
- ・策定時の意図効果欄の広告収入についての統一的な基準作成の記述については、広告掲載要綱の作成により削除した。
- ・今後の取組内容について、公用車、モニター広告、庁舎案内板についての記述を加えた。また、広告主募集の民間委託検討についての記述も加えた。

H 売却処分も含めた市有財産の適切な運用

- ・項目名を「売却処分も含めた財産管理運用指針の作成」から変更し

- た。
- ・策定時の意図効果欄に、財産に関する管理運用指針を作成する旨の記述があったが、平成 20 年 3 月に指針の策定が済んだため削除した。
 - ・今後の取組内容を、策定した財産管理運用指針に基づいて適切な運用を行っていく内容に変更した。

I 課税の見直し

- ・変更箇所なし。

J 水道使用料・下水道使用料の徴収一元化

- ・平成 23 年 10 月に徴収一元化が始まったため、今後の取組内容は削除した。

K コンビニエンスストア・金融機関 ATM、クレジットカード等による公金収納の検討

- ・策定時の意図効果欄の、納付機会の拡大による収納率の向上についての記述を削除した。
- ・今後の取組内容について、平成 25 年度からコンビニ収納を開始したことを踏まえて書き換えた。また、平成 21 年度以降コンビニ収納、クレジットカード納付等についての導入を検討してきた結果、コンビニ収納を導入したという経緯を踏まえて、この事業は「完了」とした。

L 企業誘致の推進

- ・意図効果欄に、地域の活性化、新たな雇用の創出、税収増加による自主財源の確保についての記述を加えた。
- ・今後の取組内容を、現状に合わせて書き換えた。

M 職員等の通勤車両に係る駐車場利用料金徴収の検討

- ・項目名を「職員の通勤車両に係る駐車場利用料金の徴収」から変更した。
- ・今後の取組内容に、議員の利用料金徴収について加えた。

(3) 人事制度の改革

① 公営企業も含めた適正な定員管理

A 総合的な定員適正化計画の作成公表及び適正な定員管理の実施

- ・ 1-2-2-D の再掲

B 勸奨退職制度の適正な運用

- ・ 項目名を「勸奨退職制度の適正化」から変更。

C 任用替えの適正な運用

- ・ 項目名を「任用替えについての基準作成」から変更。
- ・ 策定時の意図効果欄に、任用替えについての基準作成についての記述があったが、「山陽小野田市職員の任用に関する規則」で異種の職への転任についての規定があるので削除した。
- ・ 今後の取組内容欄に、職員の任用に関する規則を制定する旨の記述があったが、制定が済んだため削除し、規則を履行する内容に書き換えた。

②国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し

A 時差出勤制度の導入・変形労働時間制の検討

- ・ 項目名を「フレックスタイム・時差出勤制度の導入」から変更した。

B 退職手当支払日の見直し及び分割支給の導入

- ・ 職員の退職手当に関する条例により、退職手当の支払いは職員の退職から 1 か月以内と定められているため、この件は将来的な課題とし、現時点での検討は終了とした。

③人事育成体制の整備

A 人材育成基本方針に基づく人財育成の推進

- ・ 項目名を「人財育成方針（職員研修を含む）の作成」から変更。
- ・ 今後の取組内容について、指針の作成が完了したことを受けて、これに基づき人財育成に取り組んでいく内容に変更した。

B 効果的な職員派遣の実施

- ・ 項目名を「職員派遣等についての基準作成」から変更した。
- ・ 今後の取組内容について、職員派遣については法律で定められているため、これに基づいて適切な処理を行う内容に変更した。

C 人事評価制度の充実

- ・項目名を「新たな人事評価制度の導入」から変更した。
- ・今後の取組内容は、人材育成基本方針の作成が完了したことを受けてこれに基づいて適正な人事評価を行っていく内容に変更した。

(4) 組織体制の改革

①施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革

A 公金収納対策の強化

- ・2-2-3-A の再掲

B 入札・契約を一元的に所掌する部署の設置

- ・今後の取組内容について、契約事務の一元化について検討を行ったが、現在の人員での対応が困難との結論に至った経緯を踏まえて、「契約締結事務全般についても一元的に管理し、適正な事務遂行を実現する」から「契約締結事務を一元的に管理する部署の設置については、全体の職員数との調整の中で今後検討する。」に変更した。また電子入札については、コスト利便性との比較から当面導入しないとの結論に至った経緯を踏まえて、記述を削除した。

C 水道局・下水道部門の統合（上下水道の一元管理）

- ・変更箇所なし

D 部門横断的な課題解決に対応する体制づくり

- ・今後の取組内容に、プロジェクトチームについての記述と、プロジェクトチームとは別の専門部署の設置検討についての記述を加えた。

E 災害等緊急時の防災体制の充実

- ・今後の取組に、消防職員との人事交流についての記述を加えた。また、自主防災組織の設立促進と活動援助による地域防災力の向上についての記述を加えた。

